

埼玉県環境基本計画

(令和4年度～令和8年度)



彩の国 埼玉県



埼玉県環境基本計画

(令和4年度～令和8年度)



彩の国 埼玉県

ごあいさつ



近年、世界中で地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風などの気象災害が頻発しています。本県においても令和元年東日本台風の影響により甚大な被害が生じました。

ほかにも、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の危機など世界規模で取り組まなければならない環境問題が数多くあります。

加えて、本県の人口は今後更に減少し、75歳以上の高齢者人口が全国で最も速いスピードで増加する見込みであるなど、かつて人類が経験したことのない超少子高齢社会の課題にも直面しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、テレワーク、WEB会議やオンラインイベントなど、デジタル技術を活用した新しい生活様式の普及や、働き方の多様化が急速に進み、様々な分野でデジタルトランスフォーメーションの実現が期待されています。

このような状況を踏まえ、環境・経済・社会の課題を同時に解決する「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を施策の基本的な考え方に取り入れ、新たに「第5次埼玉県環境基本計画」を策定しました。

本計画では、従来までの取組に加え、超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」や、県民・団体・企業が連携して埼玉の豊かな川を育む活動を県が支援する「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」など、多様な主体と連携・協働した新たな取組を展開します。

埼玉の貴重な自然環境を次世代に引き継ぎ、自然と共生しながら持続的に発展する「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

令和4年4月

埼玉県知事 大野 元裕

目次

第1章 計画の基本的事項	1	
1 計画策定の趣旨	1	
2 計画の位置付け	1	
3 計画の期間	1	
第2章 本県を取り巻く状況	2	
1 本県の自然条件・社会条件	2	
(1) 位置、地形及び気候	(2) 人口	
(3) 土地利用	(4) 経済	
2 国際情勢・社会情勢の変化	3	
(1) SDGs に向けた取組	(2) 気候変動を巡るパリ協定などの動き	
(3) ESG 投資等の動向	(4) 国内環境産業の動向	
(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組		
(6) 所有形態や働き方の多様化		
3 国内の環境分野の状況の変化	6	
(1) 気候変動	(2) 資源循環	(3) みどり
(4) 生物多様性	(5) 水環境	(6) 大気環境
第3章 長期的な目標	10	
1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、 持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり		
2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり		
3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり		
第4章 施策展開の基本的な考え方	11	
1 様々な環境問題の統合的解決	11	
2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決	11	
3 地域社会の持続可能性の向上	11	
4 地球規模の影響を意識した地域からの行動	12	
5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革	12	
6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	12	

施策の方向1	気候変動対策の推進	15
施策の方向2	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	22
施策の方向3	みどりの保全と創出	27
施策の方向4	生物多様性と生態系の保全	33
施策の方向5	恵み豊かな川との共生と水環境の保全	36
施策の方向6	安全な大気環境や身近な生活環境の保全	40
施策の方向7	経済との好循環と環境科学・技術の振興	44
施策の方向8	地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	47

参考資料

施策指標一覧	52
埼玉県環境基本計画策定の経緯	54
埼玉県環境基本条例	56
環境についてのお問い合わせ	61

1 計画策定の趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定するものです。

第4次埼玉県環境基本計画は平成24年度から令和3年度(2012年度から2021年度)までの計画期間としていましたが、社会経済情勢等の変化に対応するため、平成28年度(2016年度)に中間見直しを行いました。

その後、人口減少・少子高齢化の一層の進行、地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、カーボンニュートラル^{*}に向けた動きや世界共通の持続可能な開発目標(SDGs^{*})の達成に向けた取組の広がりなど、本県を取り巻く状況は刻々と変化しています。

また、国は平成30年(2018年)4月に第五次環境基本計画を策定し、国際・国内情勢に的確に対応するため、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指すこととしています。

こうした社会経済・環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、第5次埼玉県環境基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

また、県政運営の基礎となる計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」など環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度(2022年度から2026年度)までの5年間とします。

【カーボンニュートラル】人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する(実質的な排出量がゼロとなる)こと。

【SDGs】Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

1 本県の自然条件・社会条件

(1) 位置、地形及び気候

本県は、関東平野の中西部に位置する内陸県で、東京都など1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれます。

地形的特徴として、西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、中央部に広がる丘陵や台地、東部の海拔20m以下の低地へと続いています。

埼玉県の面積の約4割が山地及び丘陵地となっていますが、台地及び低地を合わせて平地として算出すると、その面積は約2,300km²、全国で11番目の広さです。平地面積の割合が県土の約6割を占め、茨城県に次いで全国で2番目に高い割合となっています。

また、荒川や利根川をはじめとする多くの河川が流れ、県土に占める河川面積*の割合は徳島県に次いで全国で2番目の3.9%となっています。

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥と、北西からの強い季節風の吹く乾燥した晴天が多くなる、内陸性の太平洋側気候です。年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないものの、近年では、地球温暖化などの気候変動の影響とも考えられる局地的な集中豪雨や大型台風などによる大きな被害も生じています。

(2) 人口

我が国の人口は、国勢調査が開始された大正9年(1920年)から平成22年(2010年)まで増加を続けてきましたが、平成27年(2015年)には減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

本県の人口は、国勢調査の開始から令和2年(2020年)まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年(2012年)に死亡数が出生数を上回る自然減に転じていますが、転入数が転出数を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けています。

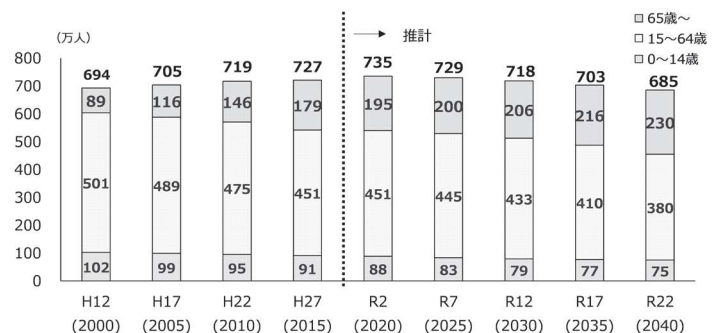
今後、自然減が社会増を上回ることで、人口減少に転じ、令和12年(2030年)には約720万人となり、そして令和22年(2040年)には700万人を下回ることが予想されます。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年(2030年)には約206万人、令和22年(2040年)には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年(2015年)から令和12年(2030年)までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)の約501万人をピークに減少が続き、令和12年(2030年)には約433万人、令和22年(2040年)には約380万人

(本県の将来人口の見通し(年齢3区分別))



出典：平成27年までは「国勢調査」(総務省)、令和2年以降は埼玉県推計
(国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。
なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。)

【河川面積】国土交通省が都道府県を対象に実施している土地利用現況把握調査における国土の利用区分の定義である一級河川、二級河川、準用河川における河川区域の面積。

まで減少する見通しです。本県の人口に占める生産年齢人口の割合が約 55% まで低下し、現役世代 1 人が高齢者 1 人を支える「肩車型社会」に迫ることが予測されています。

人口減少や少子高齢化といった人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招くとともに、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増大、空き家の増加、商店街の衰退等による地域経済の衰退など様々な課題を顕在化させてきています。

(3) 土地利用

平成 30 年(2018 年)における県土の利用形態をみると、県土面積約 3,798km²のうち、おおよそ、森林が 32%、農地が 20%、宅地が 20%、道路が 9%、水面・河川・水路が 5%、その他が 14% で、農林地の面積が県土の 52% を占めています。

本県の可住地面積(平成 30 年(2018 年)10 月 1 日現在)は、2,584.6km²(県土の 68.1%)で、全国の可住地面積比率

(32.9%)の約 2 倍、大阪府(69.8%)、千葉県(68.9%)に次いで高い比率であり、また、東京に隣接する地理特性等から、人口増による都市化と農林地の減少が、近年鈍化しつつあるものの、依然として進行しています。

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018	単位: km ²
	昭和 50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	27年	平成 30年	区分の説明
森 林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,198	国有林及び民有林の合計
農 地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	748	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	原野・採草放牧地の合計
宅 地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	762	住宅地・工業用地の他宅地の合計
道 路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	339	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	191	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	536	

資料: 土地利用現況把握調査(土地水政策課)

出典: 令和2年度埼玉の土地

※区分は、国土利用計画の利用区分による

(4) 経済

「平成 30 年度県民経済計算」によると、県内総生産[※]は、名目で 23 兆 2,541 億円(前年度比 0.5% 増)となり、6 年連続で増加しました。

産業別の構成比は、第 1 次産業が 0.4% (前年度比 10.7% 減)、第 2 次産業が 28.4% (前年度比 0.6% 増)、第 3 次産業が 70.4% (前年度比 0.4% 増)となっています。

令和元年(2019 年)の埼玉県の農業産出額は 1,678 億円で、全国第 20 位です。平成 26 年(2014 年)の 1,902 億円と比べて 11.8% 減少しています。

工業、特に製造業については多種多様な業種が立地しており、令和元年(2019 年)の製造品出荷額等は 13 兆 7,581 億円で、全国第 6 位となっています。平成 26 年(2014 年)の 12 兆 3,908 億円と比べると、11.0% の増加です。また、商業については、平成 28 年(2016 年)の年間商品販売額は 18 兆 3,481 億円で全国第 7 位です。平成 24 年(2012 年)の 14 兆 8,090 億円と比べて、23.9% 増加しています。

2 国際情勢・社会情勢の変化

(1) SDGs に向けた取組

平成 27 年(2015 年)9 月に環境・経済・社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGs が国連において採択されました。

「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17 ある目標の多くが環境に関連しています。SDGs は、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという認識の下で、環境を基盤に持続可能な社会活動、経済活動を統合的に築くことを志向してい

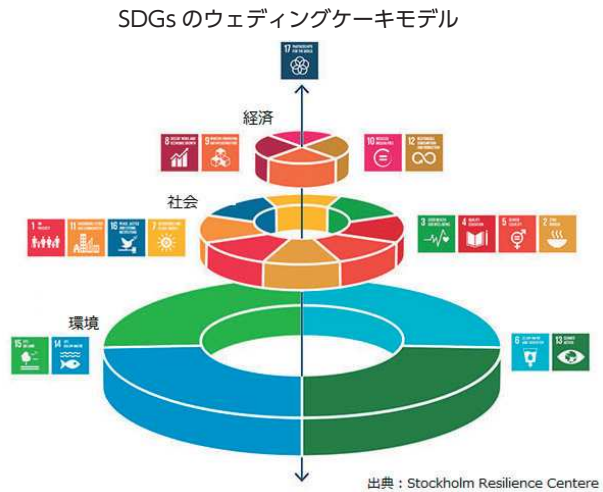
【県内総生産】県内の経済活動によって新たに生み出される付加価値のこと。産出額(出荷額・売上高など)から中間投入(原材料・光熱水費など)を除いた額。

まず、SDGsの17の目標をウェディングケーキで表したモデルでは、地球環境の基盤があることで、社会、経済が成り立っていることを説明しています。また、相互に関連する複数の目標を統合的に解決することを目指しています。

国は平成30年（2018年）4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」において、各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」を提唱しています。環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsを地域で実践するビジョンと言われています。

自治体のSDGsに対する認知度や関心度は年々向上し、国が選定するSDGs未来都市^{*}は令和3年度（2021年度）には本県を含め124都市となっています。

平成29年（2017年）に日本経済団体連合会は、Society5.0^{*}の実現を通じたSDGsの達成を柱として、企業行動の規範である企業行動憲章の見直しを行うなど、企業においてもSDGsの取組が広がっています。



(2) 気候変動を巡るパリ協定などの動き

平成27年（2015年）12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2年（2020年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。

令和3年（2021年）8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*}の「第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約1℃であり、今後20年のうちに1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

令和3年（2021年）11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

(3) ESG投資^{*}等の動向

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）を重視するESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが世界で拡大し、令和2年（2020年）の世界のESG投資総額は全体で35兆3千億ドルと、全運用資産98兆4千億ドルの35.9%を占めるに至っています。

また、こうした動きなどとあいまって、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿った投資家等の適切な投資判断を促すための情報開示やSBT（パリ協定が求める水準と整合した5年か

【SDGs未来都市】国が優れたSDGsの取組を提案する地方自治体を「SDGs未来都市」として選定し、その中で特に優れた先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定して支援し、成功事例の普及を促進するもの。

【Society5.0】①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決の両立する人間中心社会。

【気候変動に関する政府間パネル（IPCC）】IPCCはIntergovernmental Panel on Climate Changeの略。1988年（昭和63年）に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織。気候変動に関し、最新の科学的知見等の評価を行う。

【ESG投資】従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

ら15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス*排出削減目標)、RE100*など脱炭素化に取り組む企業が世界で増加しています。

国内のESG投資残高は令和元年(2019年)で約3兆ドル(336兆円)と、直近3年間で約6倍にまで拡大しています。

(4) 国内環境産業の動向

供給する製品・サービスが環境保護や資源管理に寄与する環境産業の国内の市場規模は、再生可能エネルギー*などの地球温暖化対策分野の成長により、令和元年(2019年)で約110兆円であり、雇用規模も約268.8万人と過去最大になっています。

全産業に占める環境産業の市場規模の割合は、平成12年(2000年)の6.1%から令和元年(2019年)には10.5%まで増加し、環境産業が国の経済成長に与える影響は大きくなっています。

(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)*の取組

近年、ICT(情報通信技術)はより進化しています。インターネット利用の増大とIoT(モノのインターネット)の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながるとともに、それに伴い、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつあります。こうしたデータのAI(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用した取組が、様々な分野で広がってきています。

進化するデジタル技術により人々の生活をより良いものへと変革していくDXの取組はまだ十分に浸透しているとは言えず、今後、強力に推進していくことが求められています。

(6) 所有形態や働き方の多様化

所有形態や働き方の多様化が進んでいます。IoT、AIの活用により、従来製品として販売していたものを、その製品の持つ機能に着目し、その機能の部分サービスをサービスとして提供するサービサイジング(例:製品のリース・レンタル、ESCO(Energy Service Company)事業)や、その一形態であるシェアリングエコノミー(例:カーシェアリング、シェアサイクル)が拡大しています。

また、ICTの活用により、働く時間や場所に制約されない柔軟な働き方を可能とするテレワーク*は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その有用性と必要性が改めて認識され、企業におけるテレワークの導入状況は、令和元年(2019年)の20.2%から、令和2年(2020年)では47.5%と急速に増加しています。

【温室効果ガス】太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその総排出量を表す。

【RE100】Renewable Energy 100%の略。企業等が自らの事業活動の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な取組。

【再生可能エネルギー】太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。

【デジタルトランスフォーメーション(DX)】デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

【テレワーク】Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

3 国内の環境分野の状況の変化

(1) 気候変動

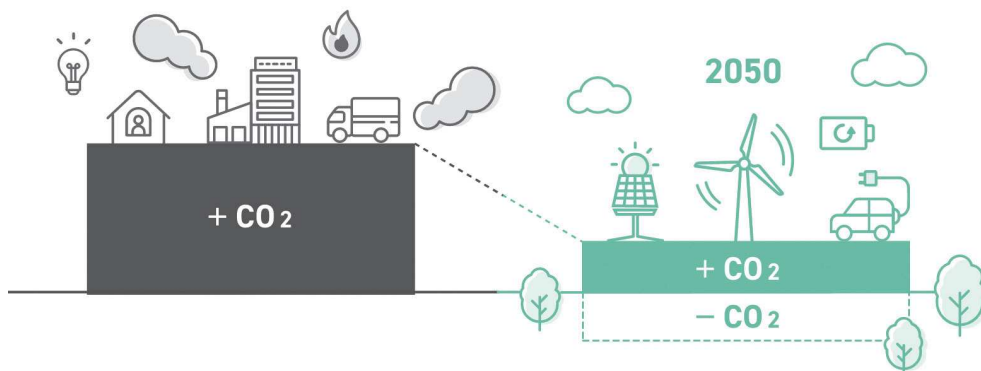
我が国では、令和2年(2020年)11月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月に国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。

令和3年(2021年)4月の気候サミットにおいて、我が国は2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度比で46%削減するとの目標を表明するなど、気候変動を巡る動きは大きく加速しています。令和3年(2021年)5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

そして、令和3年(2021年)10月には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギー導入量が大幅に引き上げられるとともに、令和12年度(2030年度)46%削減目標等に向けた対策・施策が示されました。

全国の温室効果ガス排出量は、令和元年度(2019年度・確報値)は12億1,200万トン(前年度比2.9%減、平成25年度(2013年度)比14.0%減、平成17年度(2005年度)比12.3%減)で、平成25年度(2013年度)をピークに6年連続で減少しています。

カーボンニュートラルのイメージ



出典：環境省脱炭素ポータル (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/)

(2) 資源循環

令和2年(2020年)11月に公表された「循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況の点検結果によると、全国の一般廃棄物[※]の排出量は、長期的には順調に減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなってきたり、更なる取組が必要となっています。また、一般廃棄物の最終処分量は、長期的にも短期的にも目標達成に向け順調に減少してきていますが、近年は徐々に横ばいの傾向となってきたり、今後も注視していく必要があります。一方、全国の産業廃棄物[※]の排出量及び最終処分量は、共に目標を既に達成しています。

なお、循環利用率については、近年は伸び悩んでおり、廃棄物の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。

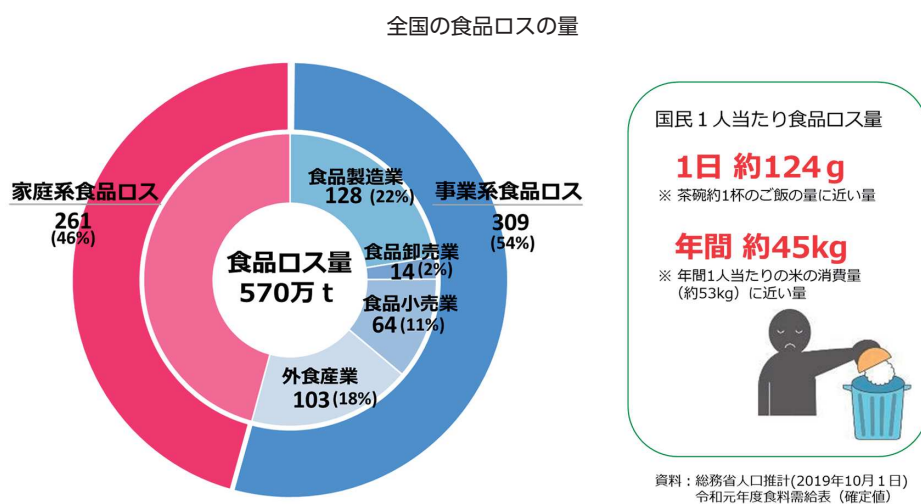
国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元年(2019年)にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。令和3年(2021年)6月には、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向け、多様な

【一般廃棄物】廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。

【産業廃棄物】事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類(汚泥、廃油、廃プラスチック等)の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R[※] + Renewable）を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。令和元年（2019年）に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して令和32年（2050年）までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳間で共有されました。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている我が国の現状に鑑み、食品ロス[※]の問題に真摯に取り組むべく、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。



出典：農林水産省「日本の食品ロスの状況(令和元年度)」

(3) みどり[※]

国内の原生的な自然環境は一定の保全がされている一方で、里地里山[※]や都市部における自然環境は十分に保全されているとは言えない状況です。都市部の住民が自然環境とふれあう貴重な場となる「身近な緑」は、多様な生物の生息・生育環境の確保の観点からも、その保全がますます重要になっています。

森林の有する公益的機能は、国土の保全や水源のかん養[※]等、国民に広く恩恵を与えるとともに、地球温暖化防止にも寄与するものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることに繋がります。一方、所有者や境界が不明である森林の増加、林業の担い手不足等といった、適切な森林の整備に向けた大きな課題が顕在化しています。

こうした状況を踏まえつつ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年（2019年）3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、令和元年度（2019年度）から森林環境譲与税が都道府県及び市町村へ譲与されています。

【3R】循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制(リデュース：Reduce)、再使用(リユース：Reuse)、再生利用(リサイクル：Recycle)の3つの頭文字をとったもの。なお、この3Rに再生可能資源への代替(リニューアブル：Renewable)を加えたものを「3R + Renewable」という。

【食品ロス】本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品。事業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。

【緑とみどり】「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用し、「みどり」とは身近な緑に加え、森林、河川や池沼を含む湿地などの総称として使用している(事業や施策の名称として使用する場合もあり)。

【里地里山】原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

【水源(の)かん養】森林の土壌により雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に河川に放出させて、洪水や濁水を緩和することや水質の浄化を行うこと。

(4) 生物多様性*

生物多様性分野における令和2年(2020年)までの世界目標である愛知目標では、令和32年(2050年)までの長期ビジョン「自然と共生」及び20の個別目標が掲げられました。その目標達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきました。しかしながら、国連の報告書「地球規模生物多様性概況(第5版)」によると、20の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。また、長期ビジョンの達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革など様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要であると指摘しています。これらを踏まえ、「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」の開催が予定されています。

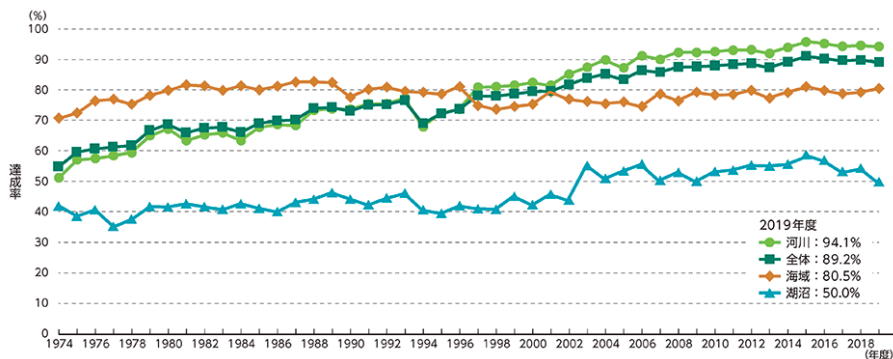
国内においては、国家戦略2012-2020で生物多様性の認知度(75%)などが目標に設定されていますが、令和元年度(2019年度)現在、認知度は51.8%であり、生物多様性が十分に社会に浸透しているとは言えない状況です。また、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、依然として、野生生物は厳しい状況下にあります。

(5) 水環境

全国的にみると、令和元年度(2019年度)における生活環境項目(BOD*・COD*)の環境基準*達成率は、河川は94.1%、湖沼は50.0%、海域は80.5%、全体では89.2%となっており、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しています。

また、全国の污水処理人口普及率は、令和2年度(2020年度)末で92.1%となりました。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が全国的にも多く残存していること、法定検査の受検率が40%と低いことから、単独処理浄化槽から生活雑排水も処理する合併処理浄化槽*への早急な転換と維持管理の適正化を図るため、令和元年(2019年)6月に浄化槽法が改正され、令和2年(2020年)4月から施行されています。

公共用水域の環境基準(BOD又はCOD)達成率の推移



資料：環境省「令和元年度公共用水域水質測定結果」

【生物多様性】地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものも)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

【BOD】Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。河川水や工場排水などに含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

【COD】Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略。水中の有機物等を酸化するときに必要な酸素の量をいい、湖沼や海域の閉鎖性水域における、水質汚濁の代表的な指標。数値が大きいほど、汚濁していることを示す。

【環境基準】環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

【合併処理浄化槽】し尿及び生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

(6) 大気環境

全国の微小粒子状物質 (PM2.5) *の全測定局の年平均値は、平成 25 年度 (2013 年度) 以降緩やかに改善が進み、令和 2 年度 (2020 年度) に初めて首都圏 (一都三県) 全域で環境基準を達成しました。

一方、光化学スモッグ*の発生原因となる光化学オキシダント*の環境基準達成率は、全国的に極めて低い水準であり、令和元年度 (2019 年度) は、一般環境大気測定局 0.2%、自動車排出ガス測定局 0% でした。

また、国の試算では、石綿*含有建材を使用した建築物等の解体工事の件数は、令和 10 年 (2028 年) にピークを迎えるとされています。このため、石綿の環境中への飛散防止を目的として、令和 2 年 (2020 年) 6 月に大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体工事への対策が強化されました。

【微小粒子状物質 (PM2.5)】 大気中に浮遊する物質のうち、粒径 $2.5 \mu\text{m}$ (マイクロメートル: μm =100 万分の 1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

【光化学スモッグ / 光化学オキシダント】 光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガス等に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより発生する有害な酸化性物質。この濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

【石綿】 天然に存在する繊維状鉱物で、アスベストとも呼ばれる。安価で丈夫なため、昭和 30 年 (1955 年) 頃から多くの建築物等に使用されていたが、石綿の粉じんを吸い込むと肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、平成 18 年 (2006 年) 9 月以降原則として使用が禁止されている。

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げます。

1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な活用、省エネルギー化が進み、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カーボンニュートラル）させた脱炭素型の社会が実現しているとともに気候変動の影響に適応しています。

資源を有効に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付き、資源の循環利用が進み、できるだけ少ない資源で必要とされる豊かさが生み出される社会となっています。

2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

地域の環境を保全するための取組が一層進み、安心して暮らせる安全な生活環境が確保されています。

みどりや川は地域により守り育み活用されることで多様な生態系^{*}を形成しており、人々がその豊かな恵みを楽しみ、自然と共生し暮らしています。

3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

環境科学・技術の振興、環境と経済の好循環が図られるとともに、再生可能エネルギーや豊かな自然環境などの地域資源を活用した地域づくりの取組が広がっています。

行政、事業者、民間団体、県民等の各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて率先して行動するとともに、各主体間の連携が進み、一体となって取組が推進されています。

これらにより、環境・経済・社会の諸課題の統合的な解決が図られ、持続可能な社会が形成されています。

【生態系】植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという観点を強く意識し、以下の6点を施策展開の基本的な考え方とします。

1 様々な環境問題の統合的解決

環境施策の展開において、気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもとより、統合的に解決するという視点が求められます。

気候変動対策が、種の存続に必要な生育環境の維持など生物多様性の保全にもつながる、プラスチックごみの削減は海洋プラスチックごみによる生態系への影響を少なくするとともに、廃棄物処理の過程で発生する二酸化炭素(CO₂)排出量の削減にもつながる等、個々の環境問題は相互に関連していることから、その影響を多面的に捉える必要があります。

2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決

本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けた取組を推進しています。

SDGsの17の目標のうち環境と特に関わりが深い目標の達成はもとより、経済・社会の諸課題も含めた統合的な解決にもつなげていくことが求められます。

SDGsの理念に沿い環境・経済・社会に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組むことは、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもあり、環境と経済の好循環にもつながるものです。

また、生態系の持つ機能を積極的に活用し、災害に強くかつ自然と調和した持続可能な社会を形成するグリーンインフラ^{*}や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)のように、環境問題を解決するとともに、防災機能も併せて発揮するような取組にも留意していく必要があります。

3 地域社会の持続可能性の向上

人口減少・少子高齢化の進行、社会資本の老朽化や自然災害の頻発などを踏まえ、高齢者にも暮らしやすい健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりを推進することなどが求められています。

環境分野においても、人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点も併せて、施策を展開していく必要があります。

また、各地域が自然環境等の地域資源を最大限に生かして自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と補完し支え合いながら、農山村も都市も生かす持続可能な地域社会の創造を目指すことが求められています。

こうしたことを踏まえ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、将来を見据えた持続可能なまちづくり(「埼玉版スーパー・シティプロジェクト^{*}」等)を市町村と共に進めていくことが重要です。

【グリーンインフラ】社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

【埼玉版スーパー・シティプロジェクト】コンパクト(必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築)、スマート(新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現)、レジリエント(誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成)を要素とするまちづくりに市町村や民間企業等と共に取り組むもの。

4 地球規模の影響を意識した地域からの行動

地球温暖化の主な原因である CO₂ は人々の生活や企業の経済活動から日常的に発生しています。

また、我が国の経済・社会システムが海外から多くの資源を輸入することで成り立っており、大規模に資源が採取されることで、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。

近年注目されている問題の一つである食品ロスについても、我が国は多くの食料を海外から輸入している一方で、国内で世界全体の食料援助量の約 1.6 倍の食品ロスが発生しているとの推計もあり、国内での取組を進めることは、世界全体への貢献であるとも言えます。

また、世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の原因の一つは、日常生活から発生するプラスチックごみです。

我が国での日常生活や企業活動が地球規模の環境問題の原因の一つとなっており、世界的にも影響を与えていることを十分に意識し、地域から行動していく必要があります。

5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

IoT、ロボット、AI、ビッグデータ、ドローンといったデジタル技術の活用による社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されています。デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーション(DX)が求められています。

環境分野においても、IoT 技術を活用したエネルギーマネジメントなど先進的なデジタル技術を活用していく必要があります。

また、ESG 投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広がり、テレワークの拡大等、環境保全につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の動きも見られます。

企業や人々の意識、行動の変化を的確に捉え、社会経済活動がより環境の保全を意識したものとなるよう、企業や人々に働き掛けていく必要があります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークや WEB 会議が急拡大してきています。こうした動きは、移動に伴う CO₂ 排出量の削減にもつながり、このような感染症対策が環境対策にもなるような取組を、より一層進めていく必要があります。

一方で、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤シフト、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあります。

省エネルギー設備や電動車の更なる導入やプラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染症対策と環境対策の両立を図っていく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、気候変動など環境問題の解決を同時に目指す「グリーン・リカバリー」(持続可能な経済復興)という観点も重要となっています。

○計画の全体像

長期的な目標

1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

施策展開の基本的な考え方

- 1 様々な環境問題の統合的解決
- 2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決
- 3 地域社会の持続可能性の向上
- 4 地球規模の影響を意識した地域からの行動
- 5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

施策の方向



計画策定による効果が最大限に発揮されるよう、この計画を着実に実行するための仕組みを整えて、各施策に取り組みます。

【合理的根拠に基づく施策立案】

より効果的・効率的に施策を展開するためには、客観的データなどのファクト（事実）を積み重ねて現状を正しく把握・分析し、得られたエビデンス（合理的根拠）に基づいて施策立案を行うことが重要です。こうした手法（EBPM*）を用いることで、施策の有効性を高めるとともに、県民の行政への更なる信頼確保を図っていきます。

【施策評価】

「第5章 実施施策」における8つの施策の方向ごとに、その施策の進捗状況を分かりやすく、かつ客観的に示すため、数値目標（施策指標）を設定します。

この数値目標を含めて各施策の進捗状況を毎年度公表し説明責任を果たすとともに、その評価結果を踏まえ施策の進め方について必要な見直しを行い、翌年度の事業の実施方法に反映するPDCAサイクルに基づき計画を着実に進めます。

また、計画の進捗状況や目標の達成状況について環境審議会へ報告するとともに、「環境の状況に関する年次報告書」（埼玉県環境白書）を県議会に提出し公表します。県が事業者として実施する各事業の評価についても環境白書及びホームページを通じた情報の開示を併せて行い、広く県民から意見・提言を求めています。

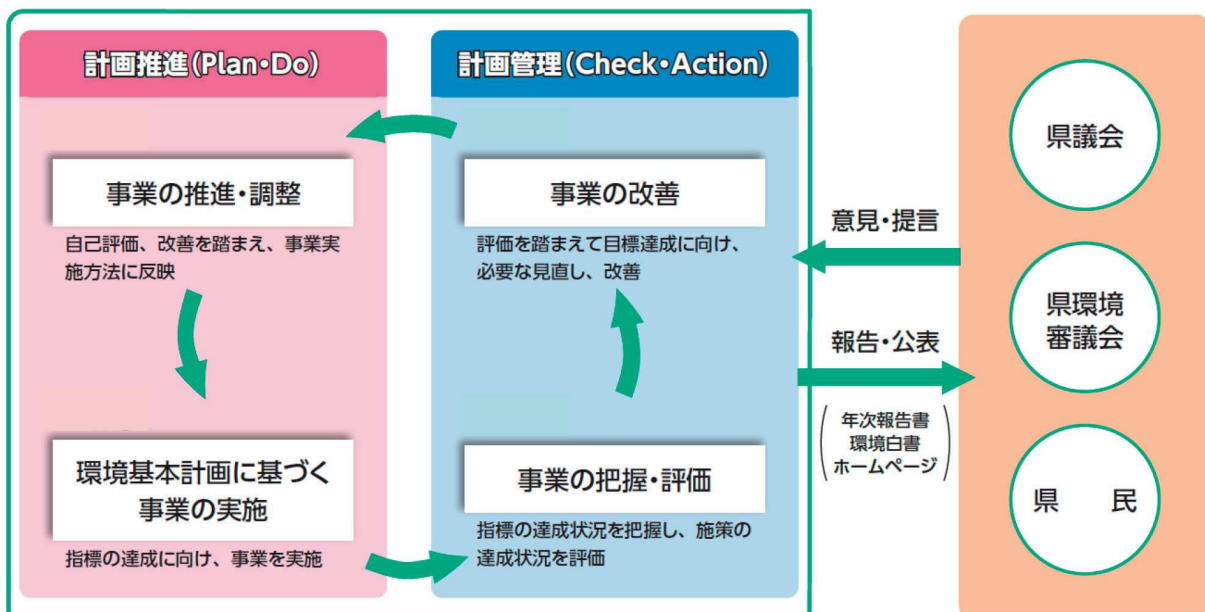
【国や市町村との連携、様々な主体との協働の推進】

計画の推進には県のみならず様々な主体の協力・連携が必要です。

国との連携はもちろん、住民に身近な市町村との連携は、新たな社会への変革に対応する上でますます重要となります。それぞれ適切な役割分担の下、効果的・効率的で持続可能な行政運営が行えるよう連携を進めます。

また、行政だけでなく県民、企業などとの連携を積極的に進め、民間が持つノウハウや資源を最大限に生かすことで、持続可能な社会の構築に向けた施策の展開を図ります。

PDCAサイクルに基づく施策評価



【EBPM】Evidence-based Policy Making の略。客観的なデータ（エビデンス）に基づく政策立案。



(1) 現状と課題

本県では、これまでも、「目標設定型排出量取引制度^{*}」などの先進的な取組を進めてきており、令和 2 年(2020 年)3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」を策定したところです。

本県の温室効果ガス排出量は、平成 30 年度(2018 年度)には平成 25 年度(2013 年度)比 12.1% 減となっていますが、令和 32 年(2050 年)までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を受け、より一層の削減が求められる状況となっています。

本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは限定的であり、太陽光発電については一定程度導入が進んでいるものの、これまでのエネルギー供給体制を更に変えていかなければ、温室効果ガスをより一層削減し、地球温暖化の進行を止めることは困難です。また、災害の激甚化などによりエネルギー供給の途絶が長期化するおそれも高まっています。

そのため、地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム^{*}、燃料電池^{*}等を活用した多様なエネルギー供給と蓄電池等を組み合わせたエネルギーの地産地消^{*}による効率的な活用を進め、脱炭素化や災害時におけるエネルギー供給の確保を図る必要があります。

また、「目標設定型排出量取引制度」などにより、産業・業務部門の削減をより一層促進するとともに、運輸部門や家庭部門における削減もこれまで以上に促進する必要があります。

さらに、本県では、地球温暖化に加え、首都圏のヒートアイランド現象^{*}の影響により、全国の平均と比べて気温の上昇幅が大きくなっています。また、内陸に位置し、フェーン現象の影響を受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。こうした状況を踏まえ、平成 30 年(2018 年)12 月の気候変動適応法の施行に合わせて、環境科学国際センターを県の地域気候変動適応センターに位置付けました。また、令和 3 年(2021 年)11 月現在で 6 市の地域気候変動適応センターを各市と県で共同設置するなど、市町村を支援しつつ地域における適応策を進めています。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向け、産業、業務、家庭、運輸の各部門で省エネルギー化が進み、温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。

地球の気候の現状や将来予測に関する県民や事業者の理解が深まり、県民が環境に優しいライフスタイルを実践するとともに、事業者も環境への負荷を低減した事業活動を展開しています。

県民生活は、快晴日数日本一、戸建て住宅数が全国 2 位という本県の強みを生かし、住宅の太陽光発電設備等や蓄電池の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が促進されるとともにレジリエンス^{*}の強化が図られています。

事業者の脱炭素に向けた意識が高まり、事業活動の省エネルギー化はもとより、太陽光や風力で

【目標設定型排出量取引制度】エネルギー使用量が 3 か年度連続して一定規模以上の事業所を対象に、事業所ごとに CO₂ 排出削減目標を設定し、目標達成をを求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量等を利用(排出量取引)できる。

【コージェネレーションシステム】都市ガス、石油、LPG などを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。

【燃料電池】燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池。燃料電池の用途は幅広く、燃料電池自動車から家庭用の燃料電池、また、移動体用途としては、バス、船等がある。

【地産地消】ももとは地域で生産された農産物を地域で消費することをいう。エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことをいう。

【ヒートアイランド現象】空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。アスファルト等の人工被覆域と比べ、森林、水田等の植生域は、保水力が高く水分の蒸発によって日中の気温の上昇を抑える働きがある。

【レジリエンス】英語で、「強靱さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされる。

発電した電力の購入等、再生可能エネルギーの利用による脱炭素化に積極的に取り組んでいます。

また、地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮され、地域の実情に応じた太陽光発電の設置が進んでいます。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 再生可能エネルギーの普及拡大

◆太陽光やバイオマス^{*}、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大

「快晴日数日本一」という本県の特長を生かした太陽光をはじめ、食品廃棄物、間伐材、下水汚泥^{*}などのバイオマス資源や地中熱など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を推進します。

◆再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理

地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進します。

特に太陽光発電施設については、事業者による適正な設置・管理の確保に向けて、市町村に対する技術的な助言や職員への研修を実施するとともに、災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。

◆非化石証書^{*}の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規）

県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者へ供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産 CO₂ オフセット電力メニュー）^{*}」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

◆災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援（拡充）

災害時に非常用電源として活用可能な太陽光発電設備等の導入を支援します。また、太陽光発電と組み合わせた蓄電池の導入を支援し、住宅や公的施設の脱炭素化と災害対応力の強化を推進します。

◆（関連取組）下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進（後出）

(ii) エネルギーの効率的な利用の推進

◆コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進

家庭用燃料電池^{*}等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図ります。また、コージェネレーションシステムを導入する事業者を支援します。

【バイオマス】間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源。

【下水汚泥】下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。

【非化石証書】太陽光発電や風力発電など、地球温暖化の原因となる CO₂ を出さない電気が持つ「非化石価値」を証書化し取引可能な形としたもの。

【彩の国ふるさとでんき（埼玉県産 CO₂ オフセット電力メニュー）】県内の事業者向けに、県内の FIT 発電所で発電された電力や卒 FIT を迎えた家庭から生まれる余剰電力で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を、非化石証書として活用した実質 CO₂ フリーの県産の電力メニューのこと。

【家庭用燃料電池】都市ガス・LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、利用するコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることが可能になる。

◆ IoT 技術を活用した分散型エネルギー^{*}の効率的な利用の推進（新規）

太陽光発電と蓄電池を組み合わせるなど、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoT や新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。また多くのエネルギーを使用している企業などに、バーチャルパワープラント（VPP）^{*}技術などの活用によるアグリゲーター^{*}を介したダイヤモンドリスポンス（DR）^{*}への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。

◆（関連取組）「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（新規）（後出）

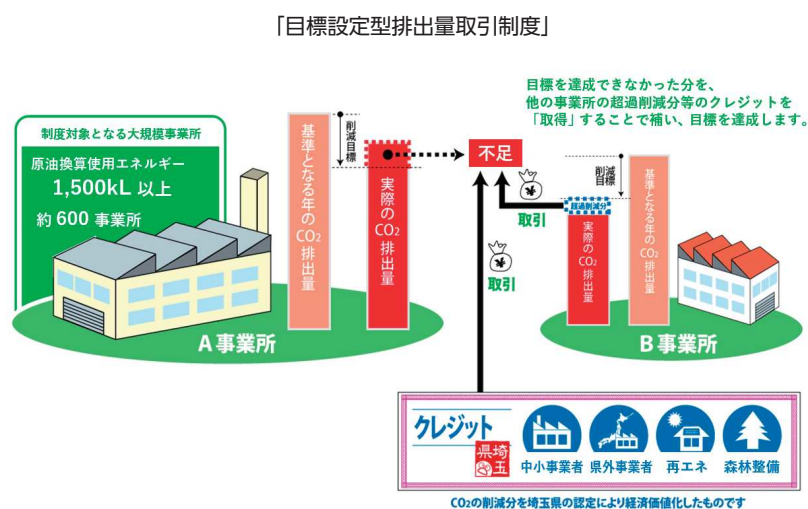
（iii）産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

◆ 「地球温暖化対策計画制度」の円滑な運用

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象に、温暖化対策の計画書の提出、実施状況の報告・公表等を行う「地球温暖化対策計画制度」を推進します。

◆ 「目標設定型排出量取引制度」の推進

エネルギー消費の大きい事業所を対象に、CO₂ の排出削減目標を設定し、事業所自ら排出削減を進めるとともに、他の事業所の排出削減量や森林吸収量の活用、再生可能エネルギーの利用などにより排出削減目標の達成を求める「目標設定型排出量取引制度」を推進し、対象事業所における CO₂ 排出削減の取組を促進します。



◆ 事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進

中小企業等から排出される CO₂ を効率的に削減するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する支援や省エネルギー診断の実施などを行い、事業活動における省エネルギー対策を促進します。

また、IoT 等を活用したエネルギーマネジメントを推進し、中小企業等の効率的なエネルギー利用を促進します。

あわせて、ESG 金融の活用促進など、中小企業等の脱炭素化に向けた取組を支援します。

【分散型エネルギー】比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどがある。

【バーチャルパワープラント（VPP）】仮想発電所のこと。工場や家庭などが保有するエネルギーリソース（蓄電池、発電設備、EV 等）を集約、統合制御し、発電所と同等の機能を持たせることで電力の需給調整を行うこと。

【アグリゲーター】再生可能エネルギーなど分散型電源で発電した電力供給を束ねて仲介する事業者。

【ダイヤモンドリスポンス（DR）】電力の需要家が保有するエネルギーリソースを制御し、時間帯やピーク時の電力消費を抑えるなどすることで、電力の安定供給を図る仕組みのこと。

◆「建築物環境配慮制度」の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

建築物の省エネルギー化など建築物における総合的な環境配慮の取組を促すため、「埼玉県建築物環境配慮制度」を推進し、低炭素型の建築物などが正しく評価され、優良なストックとして蓄積されるよう取り組みます。また、市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定等により、省エネルギー性能の高い建築物の普及を促進します。

◆(関連取組) 食品ロス削減の促進(拡充)(後出)

◆(関連取組) プラスチック資源の循環的利用の推進(新規)(後出)

(iv) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

◆住宅の省エネルギー対策の実施

家庭用燃料電池などの住宅用省エネルギー設備の導入や省エネルギー型家電への買い替えを支援するなど、住宅の省エネルギー対策を促進します。

また、環境に配慮した住宅の普及を支援するとともに、全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、「住宅性能表示制度」の活用や ZEH^{*}など省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。

◆脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

スマートメーターなどにより得られたデータの活用や、環境配慮行動に付与されるポイントなどを活用し、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。

また、エコライフ DAY^{*}、ライフスタイルキャンペーン^{*}、家庭の省エネ相談会といった家庭向け普及啓発活動を実施します。

◆脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした環境学習を、地球温暖化対策教育副読本の活用促進等により推進します。

また、地球温暖化防止活動推進員^{*}の能力向上に資する研修を実施し、その活動を支援します。

◆(関連取組) ごみを減らすライフスタイルの普及促進(後出)

◆(関連取組) 食品ロス削減の促進(拡充)(後出)

◆(関連取組) プラスチック資源の循環的利用の推進(新規)(後出)

【ZEH】Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)の略。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

【エコライフ DAY】省エネの取組により1日の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できる簡単なチェックシートを使用して、1日、参加者に CO₂ 削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

【ライフスタイルキャンペーン】冷暖房温度の適温設定(夏は 28℃、冬は 20℃)やクールビズ、ウォームビズの実践など、地球温暖化問題への関心を喚起し、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換を促進するための県民運動。

【地球温暖化防止活動推進員】地球温暖化対策推進法第 37 条に基づき、地域において地球温暖化防止に関する講師・相談活動、県や市町村の事業への協力など地球温暖化防止の普及啓発活動を行う。

【EV・PHV】EV は Electric Vehicle(電気自動車)の略。電動モーターで車を駆動させる自動車。

PHV は Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)の略。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車。

【九都県市】埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。これら都県市の知事、市長から構成される九都県市首脳会議では、大気保全や地球温暖化対策、廃棄物問題など、様々な分野において連携して取り組んでいる。

(v) 運輸部門における環境配慮の推進

◆EV・PHV^{*}など電動車の普及促進（拡充）

自動車を多数使用する事業者に対し電動車の導入を働き掛けるとともに、県・市町村の率先導入を進めます。また、県民に向け普及啓発活動等を通じて、電動車の魅力を発信します。さらに、九都県市^{**}等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働き掛けます。

◆運輸・物流の低炭素化の推進

一定台数以上の自動車を使用する事業者に対しCO₂の排出量や低燃費車の導入等について、目標設定と報告を求めるとともに、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、エコドライブなどの適正運転の実施、公共交通機関の利用やカーシェアリングの導入など、自動車から排出されるCO₂排出量の削減に向けた実施方針の提出を求め、事業者の取組を促進します。

また、物流拠点の集約化や適地への立地等による配送ネットワークの合理化を促進するとともに、海上コンテナのラウンドユースの取組を支援し、流通業務の総合化、効率化に取り組みます。

◆自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

バスの走行環境改善等を行うことにより、公共交通機関への利用転換を促進します。

自転車レーンの設置など、自転車が安全に走行できる自転車通行空間の整備を推進するとともに、市町村が実施する自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入などの取組を支援します。

◆バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパスの整備及び交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の緩和を図ることで、自動車交通による環境負荷を低減します。

◆（関連取組）ディーゼル車運行規制（一部のディーゼル車に限る）の実施や

アイドリングストップの指導（後出）

(vi) CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進

◆フロン類^{*}の適正管理の指導・啓発

CO₂を上回る高い温室効果を持つフロン類について、使用時の漏えいの防止や回収後の適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

◆フロン類のモニタリング調査

冷媒として使われているフロン類は、オゾン層^{**}破壊の原因にもなることから、県内の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を行います。

◆CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再生林などの森林整備を推進します。さらに、炭素を長期間貯蔵し続けることができるように木材利用を促進します。

【フロン類】クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の3種類がフロン類として法に規定されている。冷凍空調機器の冷媒等に幅広く使用されているが、CO₂の数日から1万倍超の温室効果がある。また、CFC及びHCFCはオゾン層破壊物質でもある。

【オゾン層】地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

また、企業・団体が実施する森林整備活動による CO₂ 吸収量を認証し、社会全体で森林を守り育てる意識の醸成を図ります。

- ◇(関連取組) 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全(後出)
- ◇(関連取組) 県産木材の利用促進・率先活用(後出)

◆ CO₂ 吸収源につながる身近な緑の保全・創出

地域制緑地の指定や公有地化など身近な緑の保全を図るとともに、市町村、民間施設所有者が行う施設緑化に対する支援や「緑化計画届出制度」の推進など都市部等の緑化を進めることにより、身近な緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂ 吸収量の増加やヒートアイランド現象の緩和に取り組めます。

- ◇(関連取組) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定(後出)
- ◇(関連取組) 公有地化の推進(後出)
- ◇(関連取組) 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理(後出)
- ◇(関連取組) 豊かな緑を保全・創出する公園整備(後出)
- ◇(関連取組) 県有施設などの身近な場所の緑化(後出)
- ◇(関連取組) 「緑化計画届出制度」の適切な運用(後出)
- ◇(関連取組) みどりを守り創る活動の支援と促進(後出)
- ◇(関連取組) 「さいたま緑のトラスト運動」の推進(後出)

(vii) 県の率先実行

◆ 県有施設における脱炭素化の推進

エネルギー効率の良い空調設備や LED 照明、節水器具の導入等により、県有施設のエコオフィス化を率先して進めます。

また、県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、ZEB^{*}化や BEMS^{*}の導入等を検討するとともに、施設の特性や立地状況、費用対効果等を考慮し、太陽光発電設備等を設置するなど、県有施設における脱炭素化を進めます。

◆ 上下水道事業における環境配慮の推進

浄水場の取送水や水処理過程における省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により上水道及び工業用水道の省エネルギーの取組を推進します。流域下水道においては、高温焼却の実施や、省エネルギー型機器の導入、不明水対策の推進など、環境に配慮した整備を進めます。

また、下水処理施設における消化タンクの築造等により、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスや熱エネルギーを焼却燃料や発電に利用します。

◆ 電動車の率先導入

「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき、公用車は電動車を率先して調達し、災害時には避難所等の電源として電動車の活用を図ります。

◆(関連取組) 県の率先行動やグリーン購入などの推進(後出)

【ZEB】 Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。

【BEMS】 Building and Energy Management System の略。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うビル管理システム。

(viii) 気候変動への適応策の推進

◆気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供（拡充）

既に現れている気候変動の影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、気候のモニタリング、気候変動の将来予測、予測される影響の評価を実施します。

埼玉県気候変動適応センターでは、市町村と連携の上、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

◆農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

農業分野における高温障害を軽減する農作物栽培技術や家畜飼育技術の開発などや、自然災害分野における気候変動による水害リスクに備え、あらゆる関係者が協働してハード対策とソフト対策の両面から災害を軽減させる「流域治水^{*}」の推進など各分野で適応策を推進します。

◆ヒートアイランド対策や暑さ対策の推進

工場やオフィスからの人工排熱を低減するため、中小企業等の断熱や遮熱対策を支援します。

また、人工排熱の可視化等の研究を進めるとともに、打ち水や日傘の使用について、民間事業者等と連携した普及啓発を行い、暑さ対策として効果的な注意喚起を行います。

◆（関連取組）CO₂ 吸収源につながる身近な緑の保全・創出（再掲）

□施策指標

温室効果ガスの排出量削減率

12%
(平成 30 年度)



24% 以上*
(令和 8 年度)

指標の説明

県全体の温室効果ガス排出量の削減率（平成 25 年度（2013 年度）比）。県民や事業者などによる地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

令和 32 年（2050 年）までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、目標値を設定。
* 国の「地球温暖化対策計画」改定後、本環境基本計画期間中に目標値を再設定。

新車（乗用車）販売台数における電動車の割合

39.9%
(令和元年)



56.0%
(令和 8 年)

指標の説明

乗用車の新車販売における電動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車）の割合。従来車から CO₂ の排出が少ない電動車への転換状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

国の「グリーン成長戦略」の目標（2030 年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車 100% を実現）を踏まえ、令和 17 年（2035 年）までに電動車の割合 100% を達成することを目指し、目標値を設定。

【流域治水】気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。



(1) 現状と課題

県内の一般廃棄物の排出量は長期的には減少傾向でしたが、令和元年度（2019年度）は233万tで、平成30年度（2018年度）に引き続き前年度より増加しました。近年は下げ止まりから微増傾向となっており、ごみを減らすライフスタイルの定着について更なる促進が必要です。

令和元年度（2019年度）の県内の産業廃棄物の発生量及び最終処分量は、それぞれ約1,226万t及び約19万tで、いずれも前年度から増加しました。今後も、高度成長期に造られた建築物の老朽化による建設系廃棄物の発生や「固定価格買取制度（FIT）*」開始以降に普及した太陽光発電の使用済みパネルの排出も見込まれます。発生量の抑制や減量化とともに、最終処分量の更なる低減を図るため、より一層の分別の徹底やリサイクル化とともに、下水汚泥を資源としたガス発電など廃棄物の持つエネルギーの有効活用も進める必要があります。

また、家庭系、事業系の食品ロスが平成30年度（2018年度）には、推計で26.6万t発生しているため、食品ロスの発生を抑制し、それらを地域で活用する取組が求められます。

さらに、近年、海洋汚染の要因として問題となっているプラスチックごみについては、「3R+Renewable（持続可能な資源）」の取組を進めていく必要があります。

本県の産業廃棄物の不法投棄は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間で、小規模な案件が中心となっているものの、認知件数は増加傾向にあります。排出事業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視・指導を徹底していくことが必要です。

近年、自然災害が頻発化・激甚化し、多量の災害廃棄物が発生しています。国、県、市町村及び関係事業者等が広域的に連携して災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制を構築するとともに、災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設整備を推進することが必要です。

加えて、生産年齢人口の減少に対応するため、廃棄物処理事業者は、廃棄物処理業界のイメージアップ等による人材の確保や、AI・IoTの導入による作業の効率化を促進する必要があります。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

県民生活や事業活動をはじめ、地域社会の中で3Rが徹底され、物を有効に使って無駄にしないという意識がより浸透し、限られた天然資源が効率的に活用され、将来の世代がその恩恵を受けられるような仕組みが構築されています。

使用済の資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされるとともに、廃棄物の発生も抑制され、不法投棄などがない適正な廃棄物の処理が行われています。また、災害発生時においても迅速かつ適正に廃棄物が処理されています。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 3Rの推進

◆ごみを減らすライフスタイルの普及促進

家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実践を行うよう、企業や市町村と連携して3R講座を積極的に開催するとともにホームページやイベント等様々な機会を捉え、普及啓発を行います。

また、家庭からのごみの排出量削減に向け市町村や関係機関などが各々取り組む先進的事例を取

【固定価格買取制度（FIT）】FITはFeed-in Tariffの略。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

集し、市町村にフィードバックするなど、市町村の取組を支援します。

◆食品ロス削減の促進（拡充）

県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性について、十分に理解を深められるよう講座やイベントの実施等により啓発を行います。また、事業活動に伴い発生する期限切れ間近の食品や家庭で余っている食品について、それらを必要な方に提供する活動を行う団体と連携してフードドライブを実施するなど、積極的な活用を図ります。

◆県の率先行動と市町村支援

備品や消耗品の再利用、ペーパーレス化によるごみの削減などによりエコオフィス化を推進します。また、リサイクル製品などの環境に配慮したものを優先的に購入する「グリーン購入^{*}」を率先して進め、調達率の向上に努めるとともに、市町村にも協力を呼びかけます。

◆（関連取組）脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（再掲）

◆（関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）

（ii）廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

◆プラスチック資源の循環的利用の推進（新規）

プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行います。

家庭から排出されるプラスチックごみの分別回収が進んでいない市町村等に対し、分別回収実施に向けた技術的支援を行います。

プラスチックの循環的利用を進めるため、事業者による店頭での分別回収等の取組を支援します。また、事業活動に伴って廃棄物として排出されるプラスチックの実態を把握し、より高度なリサイクルに向けての枠組みづくりを促進します。

◆リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた製品で安全性や品質などの基準を満たしたものを県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を分かりやすく広報し、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図ります。

◆「彩の国資源循環工場^{*}」の適切な運営管理

民間の有する技術力・経済力と公共の有する計画性・信頼性を生かした「彩の国資源循環工場」を適切に監理・運営し、公害防止はもとより廃棄物を資源とする製品開発やエネルギーの回収なども促進します。

◆下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進

下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーをバイオガス発電、固形燃料の製造、焼却廃熱発電により活用します。

市町村等に対する技術的助言等により、一般廃棄物処理施設における熱回収を強化し、地域の工

【グリーン購入】購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。

【彩の国資源循環工場】寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。第2期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設、環境分野の研究施設など新たに産業を誘致するとともに、埋立処分場の整備を行っている。現在、第1期事業では7社の再資源化施設が、また、第2期事業では2社の再資源化施設と4社の製造施設が立地して事業を展開している。

エネルギーセンターとしての活用を促進します。

研修会等を通じた普及啓発、関係事業者による利活用システム構築に向けた取組の支援等を行い、農山村の多様なバイオマスの利活用を促進します。

◆浄水発生土*のセメント原料化など再資源化の促進

浄水場における河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土について、セメント原料や園芸用土、グラウンド用土等として再利用することにより、再資源化と最終処分量の削減を促進します。

セメント原料化による廃棄物の再資源化を行うセメント工場
(太平洋セメント(株)提供)



◆太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進(拡充)

太陽光パネルのリユース・リサイクル体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携のもと効率的な回収ルート構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組めます。

◆各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供、排出事業者指導等を行います。

◆(関連取組) 太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大(再掲)

(iii) 廃棄物の適正処理の推進

◆廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

近年、事業系一般廃棄物の排出量は微増傾向となっており、産業廃棄物の混入も一部で確認されているため、ごみの削減、分別の徹底及びリサイクルの取組について、市町村等と協働した事業所への立入指導、関係団体と連携した排出事業者への働き掛けを行います。

また、排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での廃棄物処理業者等へ強力な指導、告発も視野に入れた適切な行政処分により、廃棄物の減量化及び適正処理を促進します。

◆不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

不法投棄多発箇所の監視強化、ドローンによる不法堆積場所の継続監視、廃棄物不法投棄110番の運営及び市町村、国、警察との連携協力体制の確保等により、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

◆ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正処理

PCB 特別措置法により処理期限が定められている PCB 廃棄物*については、「埼玉県ポリ塩化ビ

【浄水発生土】河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程(沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。)で排出される泥のこと。

【PCB 廃棄物】ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサー等の絶縁油として使用されていたが、有害性が判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、令和9年(2027年)3月末までの処分が義務付けられている。なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。

フェニル廃棄物処理計画]により実施した調査等の結果に基づき、期限内の適正かつ確実な処理を推進します。

◆石綿廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法や建設リサイクル法に基づく届出等のある建築物解体工事現場などへの立入検査を実施し、石綿の飛散防止対策や石綿廃棄物の適正処理等を監視・指導します。

◆(関連取組) 建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進(拡充)(後出)

◆廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

ごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設に立入検査を行い、適正な使用・維持管理を指導します。また、焼却施設や最終処分場等には廃棄物処理法で定められた定期検査を適切に実施し、適正な維持管理を促進します。

◆安全・安心な県営処分場の運営、研究

自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のため全国で初めて県直営で整備した最終処分場において、モデルとなる埋立工法や安全管理を採用し、環境保全対策に万全を期した運営を行います。

埋立廃棄物の安定化評価など、安心・安全な最終処分場運営に資する研究を進めます。

(iv) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上

◆廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

廃棄物の処理は県民の日常生活に欠かすことのできないものであり、廃棄物処理業者は社会経済システムに必要なエッセンシャルワーカーとしての役割を果たしていることから、廃棄物処理業における優れた取組を表彰するなど、業界の優秀な人材の確保や育成を促進します。

産業廃棄物処理業を環境産業へとステージアップするため、3S(スマイル・セイケツ・スタイル)運動によるイメージアップ、廃棄物処理の効率化・高度化等に資する新技術の活用に取り組みます。

◆市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進(新規)

安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。

また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。

◆災害廃棄物対策の推進

大規模な災害に備え、実効性のある災害廃棄物処理計画を全市町村が策定するよう支援します。

市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて相互の連携の強化を図ります。

□ 施策指標

一般廃棄物の再生利用率

23.7%
(令和元年度)



35.0%
(令和 8 年度)

指標の説明

一般廃棄物の排出量のうち再生利用した量の割合を百分率で表したもの。
資源の有効利用状況を確認するには再生利用率が適していることから、この指標を選定。

目標の根拠

国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 7 年度（2025 年度）の目標値（33.6%）を更に削減することを目指し、目標値を設定。

家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量

528g/人・日
(令和元年度)



428g/人・日
(令和 8 年度)

指標の説明

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量。家庭系ごみ排出量は家庭から排出される一般廃棄物のうち集団回収、資源ごみを除いた量。
家庭系ごみの分別回収が進むと排出量が減少することから、この指標を選定。

目標の根拠

国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 7 年度（2025 年度）の目標値（440g/人・日）を更に削減することを目指し、目標値を設定。

食品ロス量

26.6 万 t
(平成 30 年度)



23.3 万 t
(令和 8 年度)

指標の説明

県内の食品ロス量。
県民や事業者の食品ロス削減の取組による成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

SDGs や国の方針に合わせ、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を平成 12 年度（2000 年度）「40.5 万 t」比で半減「20.2 万 t」とした場合の年次目標値として設定。

一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの最終処分量

34g/人・日
(令和元年度)



27g/人・日
(令和 8 年度)

指標の説明

1 人 1 日当たりの一般廃棄物の最終処分（埋立処分）量。
一般廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 7 年度（2025 年度）の目標値（28 g/人・日）を更に削減することを目指し、目標値を設定。

産業廃棄物の最終処分量

19.3 万 t
(令和元年度)



14.8 万 t
(令和 8 年度)

指標の説明

年間の産業廃棄物の最終処分（埋立処分）量。
産業廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 7 年度（2025 年度）の目標値（15 万 t）を更に削減することを目指し、目標値を設定。



(1) 現状と課題

本県には、山地、台地・丘陵地、低地が連なり、武蔵野の面影を残す平地林^{*}など身近に貴重なみどりが存在する多様な自然環境に恵まれています。里山^{*}に代表される豊かな自然環境、まちなかにおける身近な自然である樹林地や農地、公園や建物の緑などがそれぞれの特徴を生かしながら保全・活用されることにより、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮され、地域における社会的・経済的な課題の解決にもつながり、県民がその魅力と価値を実感できることが重要です。防災やヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を活用するグリーンインフラとしても、みどりの保全・創出・活用の強化・充実を図り、持続可能で魅力ある地域づくりを進めることが必要です。

これまでも、「彩の国みどりの基金^{*}」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに重点的に取り組んできました。

本県の緑地率は県土面積の約 5 割を占めているものの、緑地率は年々低下し、特に平地林面積は平成 19 年度(2007 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 10 年間で 1 割以上減少しています。また、人口減少や高齢化により、適切に管理・活用されない平地林や緑地の増加、みどりの保全や管理等に貴重な役割を果たしているボランティアの新たな担い手の確保が課題となっています。

みどりの保全や管理の将来的な担い手の確保につなげていくため、現在活動している企業・団体への支援に加え、新たな企業等の活動を促進するとともに、環境教育・啓発を通じて子供たちのみどりを守る意識を育む必要があります。

また、本県の森林は県土面積の約 3 分の 1 を占めており、主にスギ、ヒノキなどの針葉樹及びブナ、コナラなどの広葉樹のほか、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、人工林の成長に伴い森林資源が充実してきている一方で、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調で、人口減少や高齢化により森林は管理が行き届かず、病虫獣害等も生じています。

森林の持つ水源かん養、CO₂ の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的に発展させるため、大都市圏に近いという特徴を生かした都市と山村の連携による森づくりや県民参加の森づくり、森林環境譲与税の活用を含め、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

個人や団体、企業、行政が連携しながら、貴重なみどりを守るとともに、人にも生き物にも心地よいみどりが創出されています。地域におけるみどりの価値と存在感が高まり、守り、創ったみどりには多くの人々が関わり、グリーンインフラとしての機能を十分に発揮するとともに、環境教育や余暇活動などにも活用しています。

多様で健全な森林が生育し、水源かん養、CO₂ の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

【平地林】平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。

【里山】人里近くにある、生活に結びついた山や森林。

【彩の国みどりの基金】森林の保全整備や身近な緑の保全・創出を目的として平成 20 年(2008 年)4 月に創設した基金。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 身近な緑の保全・管理

◆特別緑地保全地区*など地域制緑地*の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成などグリーンインフラとしての多様な機能を有しており、こうした緑地を保全するため、市町村と連携し特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進します。

◆公有地化の推進

「ふるさとの緑の景観地*」などに指定されている緑地を守るため、相続などにより指定地の一体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地などについて、市町村と連携し公有地化を推進します。

◆「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と連携し、ふるさとの緑の景観地の拡大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、景観地の良好な維持管理を推進します。

◆見沼田圃*の保全・活用・創造

「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用の調整や公有地化事業を行うとともに、公有地化した土地の利活用事業を行います。また、貴重な都市近郊緑地空間である見沼田圃において重要な役割を果たしている見沼農業の振興対策、支援体制の整備及び公有地化農地活用対策を実施します。

◆みどりの三富地域づくりの推進

三富地域*における緑地や農地の保全・活用に関する事業を推進します。また、この地域で行われている平地林を活用した落ち葉堆肥農法を基本とする農業の振興を図るため、農業者と地域住民等の協働による地域づくりを推進します。

◆地域と調和した都市農業の振興

都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続できるよう、都市の特性や資源を生かし、地域と調和した都市農業の振興を図ります。

(ii) 身近な緑の創出と保全・創出基盤づくり

◆豊かな緑を保全・創出する公園整備

在来植生に配慮した都市公園における植栽等の整備により、豊かで美しい緑を保全・創出します。

【特別緑地保全地区】都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

【地域制緑地】法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

【ふるさとの緑の景観地】「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

【見沼田圃】さいたま市と川口市にまたがる総面積 1,260ha に及ぶ大規模な緑地空間。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では、人間の営みと自然との調和などを目指し、保全・活用等に取り組んでいる。

【三富地域】平地林の落ち葉をたい肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。

◆県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設の緑化を推進するとともに、市町村が実施する身近な緑の保全・創出の取組を支援し、県民の身近な場所に目に見える緑の整備を促進します。

また、園庭・校庭の芝生化を支援し、幼少期から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成を促すとともに、県内の民間施設における緑化など県民の身近な場所に目に見える緑の整備を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。

◆「緑化計画届出制度」の適切な運用

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積 1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図ります。

◆みどりに関する学習環境の整備（新規）

デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。

◆自然ふれあい施設の利用促進

自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組みます。

◆みどりを守り創る活動の支援と促進

県民・企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ[※]」の活動支援や技術向上のための講習会、SNS 等を通じた会員の相互交流や情報発信などを行い、みどりを守り創る活動を促進します。

◆「さいたま緑のトラスト運動」の推進

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民・企業等からの寄附により県民共有の財産として未永く保全する「さいたま緑のトラスト運動」を推進します。

埼玉みどりのポータルサイト

【彩の国みどりのサポーターズクラブ】緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成 22 年（2010 年）8 月に発足。

(iii) 森林の整備・保全

◆水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全

間伐や枝打ち、広葉樹の植栽などの森林整備や人工林の伐採後の再造林を促進し、グリーンインフラとしての水源かん養機能を持続的に発揮できる森づくりを進めます。

原生的な森林の保全を図るとともに、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置し、多様な生物の生息・生育地を確保します。

◆里山や平地林の整備・保全・活用

ササなどが繁茂し荒廃した里山・平地林において、持続可能な景観の向上や生物多様性の保全を図るため、市町村と連携し、地域住民の担い手の確保を図りつつ、更新による若返りなどの整備を進めます。また、整備後は、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を進めます。

◆森林の病虫獣害防止対策の実施

森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害のおそれのある森林に獣害防止対策を実施します。また、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシなどの森林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

◆都市と山村の連携による森づくり（新規）

県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。

◆県民参加による森づくりの推進

広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する場を充実させ、森林環境教育や木育^{*}の機会の創出を図るほか、森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全な作業方法を習得できる機会の充実を図ります。

◆自然公園の保全

秩父地域を中心とした山地の優れた風景地である自然公園を保全し、優れた天然林や希少野生動物の生息・生育地の保護を推進します。県民が安心・安全に自然を体感できるよう自然公園内の登山道等の施設を適切に整備します。

◆県産木材の利用促進・率先活用

木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大やPR効果の高い公共施設などの木造化・木質化を推進するため、県産木材を利用する意義の理解促進を図るとともに、木造建築技術者の養成や県産木材の利用を支援します。

◆(関連取組) 健全な水循環構築に向けた取組の実施（後出）

【木育】子供から大人までが木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めるため、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動。

□ 施策指標

身近な緑の創出面積

250.0ha
(令和4年度から令和8年度の累計)

指標の説明

県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計。
自然を守り、緑を育てることは重要であり、身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

類似制度を持つ都府県の中でトップクラスの創出面積を目指し、毎年50haを目標値に設定。

緑の保全面積

557ha → **569ha**
(令和2年度) (令和8年度)

指標の説明

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地*の面積、公有地化した面積、ふるさと緑の景観地指定面積等の合計。
これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。

目標の根拠

特別緑地保全地区の指定や緑のトラスト保全地の面積及びふるさと緑の景観地の指定等を踏まえ、目標値を設定。

みどりのポータルサイトへのアクセス数

17,000回/年 → **35,000回/年**
(令和2年度) (令和8年度)

指標の説明

「埼玉みどりのポータルサイト」にアクセスして退出するまでを1回とカウントする。
多彩なコンテンツを盛り込み、登録団体が自由に情報発信できる同サイトへのアクセス増により、県民、企業、団体等の理解と関心を高め、連携促進、みどり施策の推進を図ることができるため、この指標を選定。

目標の根拠

令和2年度(2020年度)の実績値を踏まえ、更なる広がりを目指して目標値を設定。

森林の整備面積

12,500ha
(令和4年度から令和8年度の累計)

指標の説明

間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。
水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であることから、この指標を選定。

目標の根拠

将来にわたり森林を適正に維持していくため、間伐や植栽、下刈り、獣害等による被害地の再生などの森林整備を、年間2,500ha実施することを目指し、目標値を設定。

【緑のトラスト保全地】ふるさと埼玉の優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、企業や県民等からの寄附金(さいたま緑のトラスト基金)などを主な資金として取得・保全する緑地。

県産木材の供給量

96,000m³
(令和 2 年度)



120,000m³
(令和 8 年度)

指標の説明

森林から伐採・搬出され、利用される木材量。

持続可能な森林管理のためには、木材の利用を拡大させ、森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、この指標を選定。

目標の根拠

令和 22 年度（2040 年度）までに木材供給量を森林資源の循環利用の実現に必要な 201,000 m³/年まで増加させることを目指し、目標値を設定。

民有林内の路網密度

23.2m/ha
(令和 2 年度末)



25.4m/ha
(令和 8 年度末)

指標の説明

民有林内に開通している路網（公道、森林管理道及び作業道）の密度。

効率的な森林整備や木材生産を行うためには、路網が重要な生産基盤であることから、この指標を選定。

目標の根拠

効率的な森林整備や木材生産を可能とするための国が示した路網整備の水準を踏まえ、本県の自然条件などを勘案し、目標値を設定。



(1) 現状と課題

本県は首都圏に位置しながら多様な自然環境に恵まれ、それぞれの地域で長い時間をかけて多様な生態系が形成されてきました。

しかし、開発や人の関わりの減少による里地里山の縮小、外来生物*や化学物質、地球温暖化など生物多様性の保全に対する深刻な影響が顕在化しています。

本県では特に狩猟の担い手の不足により、森林植生を食害するニホンジカの生息数が依然として高い水準にあり、生息地域の森林生態系に悪影響を与えています。さらに、中山間地域における人口減少などの影響もあいまって、農林業にも大きな被害が出ています。また、特定外来生物であるアライグマ、クビアカツヤカミキリ、コクチバスやオオクチバスなども増加し、生態系へ悪影響を及ぼしています。

本県では、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、多様な地域環境に応じた生物多様性の保全、希少野生動植物種の保護やニホンジカ等の野生鳥獣の管理、侵略的外来生物*の防除に取り組んでいます。

生物多様性の保全には、人の関わりが大変重要であり、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図っていく必要があります。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

県民の生物多様性への理解が深まり、希少種や在来種の動植物の保護や自然環境を保全する取組が拡大し、県内各地の地域環境に応じて多様な生態系が形成され、生物多様性の保全が進んでいます。

(3) 今後の施策と主な取組

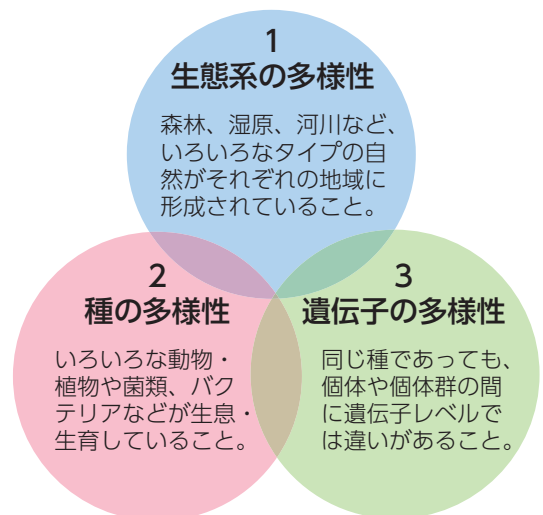
(i) 「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進

◆ 地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保

「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づき、県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地を確保するため、重要な生態系を有する森林や河川環境の保全、樹種、林齢構成の異なる森林の配置、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定や公有地化の推進、「緑化計画届出制度」における在来種の植栽による緑化、みどりの保全・創出や川との共生に取り組む団体等への支援などに取り組めます。

- ◇ (関連取組) 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全 (再掲)
- ◇ (関連取組) 里山や平地林の整備・保全・活用 (再掲)
- ◇ (関連取組) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定 (再掲)
- ◇ (関連取組) 公有地化の推進 (再掲)
- ◇ (関連取組) 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理 (再掲)

生物多様性とは



【外来生物】国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。

【侵略的外来生物】外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

- ◇(関連取組)「緑化計画届出制度」の適切な運用(再掲)
- ◇(関連取組)自然ふれあい施設の利用促進(再掲)
- ◇(関連取組)自然公園の保全(再掲)
- ◇(関連取組)「さいたま緑のトラスト運動」の推進(再掲)
- ◇(関連取組)みどりを守り創る活動の支援と促進(再掲)
- ◇(関連取組)川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援(拡充)(後出)

◆推進体制の整備(拡充)

「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を連携・強化するセンター機能を整備します。

◆県民による自然環境保全活動の推進

希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援、希少野生生物保護推進員等と連携した生息・生育状況の把握等を行います。

(ii) 希少野生動植物などの保護の推進

◆希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

市町村・学校・保全団体等が行うムサシトミヨなどの希少野生動植物種の保護増殖活動を支援します。

希少野生動植物の生息地等の巡視により、生息状況及び生態把握調査を行います。

レッドデータブック*の作成、保護すべき種や保護区の指定等に係る調査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行います。

◆野生動植物の継続的調査

野生動植物の生息・生育環境の変化や開発行為等に伴う生息・生育地の改変を把握し、在来種の生息・生育地の保全・再生につなげるため、オオタカなど野生動植物の生息状況調査を継続して実施します。

(iii) 野生鳥獣の適正な保護管理

◆野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止

シカ食害等による生態系被害を防止するため、狩猟による個体数管理等を行います。個体数管理を適切に進めるため、生息状況調査や狩猟促進対策等を行います。

◆野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理

野生鳥獣の生息状況調査や鳥獣保護区の指定等により、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の適正化を図ります。県獣医師会やボランティアと連携し、傷病野生鳥獣の保護を進めます。

◆野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

狩猟免許試験の事前講習会の実施、狩猟者育成のためのペーパーハンター研修等を実施します。

【レッドデータブック】絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成8年(1996年)に植物編を平成10年(1998年)に発行し、以降交互に改訂している。

◆野生鳥獣における感染症等への連携した対応

鳥インフルエンザ・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係機関・国・市町村との連携体制を構築します。

イノシシの不審死について、豚熱 (CSF) 等の感染症が疑われる場合は、感染拡大防止及び早期収束に向けて、家畜衛生を担当する県関係機関・国・市町村と連携して対応します。

(iv) 侵略的外来生物の計画的防除

◆侵略的外来生物の情報収集及び駆除

県民からの情報収集体制を整備し、早期発見と駆除を行います。

◆アライグマの計画的防除

防除計画の策定、市町村と連携した捕獲推進、捕獲効率化に向けた実証試験等を行います。センサー等のデジタル技術を活用した計画的防除を行います。

□施策指標

希少野生動植物種の
新規保護増殖箇所数

10 箇所
(令和 4 年度から令和 8 年度の累計)

指標の
説明

「希少野生動植物の種の保護に関する条例」で、県内希少野生動植物種に指定されている種の新規保護増殖箇所数。
特に保護が必要とされる条例指定種の保護増殖の必要性について、県民の理解を深めるため、この指標を選定。

指標の
根拠

条例指定種のうち飼育・栽培が可能な 10 種類ごとに 1 箇所以上増やすことを目指し、目標値を設定。

生物多様性の認知度

67.7%
(令和 2 年度)



75.0% 以上
(令和 8 年度)

指標の
説明

県政世論調査で「生物多様性」という言葉について、言葉の意味も含め知っている又は言葉は聞いたことがあると回答した県民の割合。
全ての人々が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対しての総合的な評価であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

国の「生物多様性国家戦略」の数値目標に合わせて設定した「埼玉県生物多様性保全戦略」の目標値 (75.0% 以上) を踏まえ、目標値を設定。



(1) 現状と課題

本県では、県土に占める河川面積の割合が 3.9% で全国第 2 位であるという特色を生かし、水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。地域で川との共生に取り組む「川の国応援団^{*}」は、県内全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。

一方、「川の国応援団」のメンバーの高齢化や固定化が課題となっており、持続可能な活動の支援が必要です。今後は、県民が恵み豊かな川を更に実感できるよう、水質に加えて生物多様性の視点からの取組の検討も必要です。

本県では、公共用水域^{*}の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組んできました。その結果、本県の公共用水域の水質については、健康項目と呼ばれる有害物質の環境基準の超過はほとんど見られなくなり、アユが棲(す)める水質(BOD3mg/L以下)の河川の割合が平成 17 年度(2005 年度)の 52% から令和 2 年度(2020 年度)には 90% と、着実に改善してきています。

一方、令和 2 年度(2020 年度)末の生活排水処理率は 93.1% であり、令和 7 年度(2025 年度)に 100% とする「埼玉県生活排水処理施設整備構想」の目標の達成に向け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加速化が必要となっています。

また、異常水質事故が年間 200 件前後発生しており、事業者・県民に対する未然防止の啓発や、発生時に迅速かつ的確に対応する体制を確保していくことが必要です。

都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が生じています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を促進することが必要です。

地下水を多量に汲(く)み上げると地盤沈下が引き起こされます。近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ですが、依然として緩やかに地盤沈下が継続しています。特に、渇水時など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も対策が必要です。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

県内の河川ではグリーンインフラに取り組むとともに、県民・企業の連携のもと豊かな川を守り育む活動が各地で実施・継続されており、持続可能な活動を支援する仕組みが確立しています。

全ての生活排水が浄化槽や公共下水道等により処理され、公共用水域の水質が一層改善されるとともに、豊かな生物多様性が育まれた水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土壌環境及び地下水質が維持されています。事業活動や県民生活から生じる排水が河川に与える負荷が低減され、環境基準が 100% 達成されています。

健全な水循環が形成され、流域の貯留・かん養機能が高まり、洪水の防止、渇水対策が進むとともに、地盤沈下の発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されています。

【川の国応援団】埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。

【公共用水域】河川や湖沼、港湾など公共の用に供される水域とこれらに接続する公共溝渠、かんがい用水路など公共の用に供される水路のこと。公共下水道及び流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

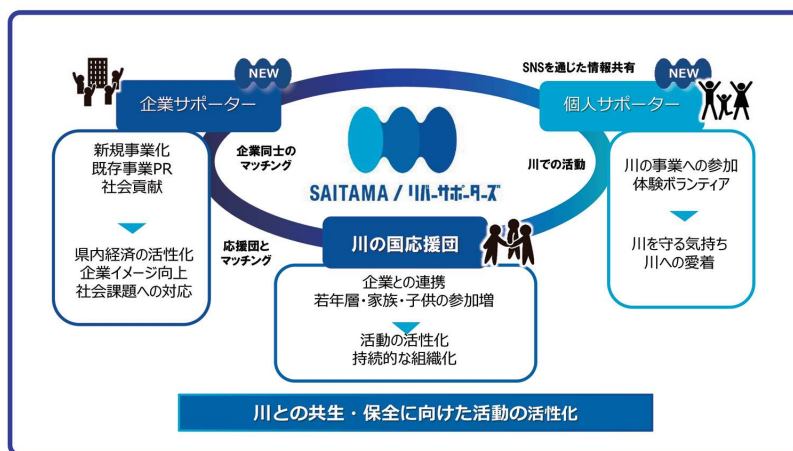
(3) 今後の施策と主な取組

(i) 水辺空間の保全と共生

◆県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）

埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が支援していく「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト[※]」を推進します。県民には、川のイベントやボランティアへの参加を促し、川を守る気持ちや川への愛着の醸成を図ります。

SAITAMA リバーサポーターズ取組イメージ



◆川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（拡充）

地域で川との共生に取り組む団体を「川の国広援団」として登録し、「川の国広援団」が実施する活動で使用する資機材の提供や貸出し支援を行い、地域での河川清掃、環境学習、生物調査などを促進します。

◆下水道、農業集落排水[※]などの生活排水処理施設[※]の整備や合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道と農業集落排水については、事業を実施する市町村に技術的な支援を行うとともに、各生活排水処理施設の整備の調整を図り、効率的な整備を促進します。また、合併処理浄化槽の設置を行う市町村や個人を支援し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

◆浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進（新規）

維持管理者等と連携して清掃等の情報をデジタル化して収集し、浄化槽台帳システムに集約・整備することで、効果的・効率的な指導を行い、合併処理浄化槽への転換や法定検査受検率向上を促進します。

◆非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

年間を通じて良好な水環境を確保できるよう、農業用水の通水がない非かんがい期（10月から3月）にも通水が行えるよう河川管理者等に働き掛けます。

◆豊かな水と緑を育む河川環境の整備

護岸等の修繕に合わせて、生物の生息・生育に配慮した水際を整備するなどグリーンインフラの取組を通じて、地域に親しまれる水辺空間の創出を推進します。

また、地域住民による美化清掃活動などと連携して、水の濁りや悪臭の原因となっている土砂等を撤去します。

【SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト】埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続的に行われるよう、県民・団体・企業の取組を県が支援していくプロジェクト。川の国広援団に加えて、個人と企業の参画を得て連携を強化し、川との共生や川の魅力創出に向けた活動を活性化することでSDGsの実現を目指す。

【農業集落排水】農業用排水の水質を保全し、農村における生活環境を改善するため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理する施設。

【生活排水処理施設】主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。

◆水辺空間の生き物に関する情報収集・発信（新規）

水辺空間の生物の生息・生育状況等についての情報収集・情報発信により、水環境保全に関する県民理解の促進を図ります。

(ii) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

◆水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）

水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要であるため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めて常時監視を行い、データの公表や類型指定の見直しなど水質の向上に向けた取組を推進します。

◆工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止

水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効果的な立入検査などにより、排出水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。

また、土壌汚染対策法等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

◆異常水質事故対策の推進

有害物質や油などの河川等への流出による被害を防止するため、関係機関と連携し、迅速な状況把握及び原因調査により、汚染の拡大及び被害の発生を防止します。また、原因者に対し再発防止を指導します。

◆（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（新規）（再掲）

(iii) 水循環の健全化と地盤環境の保全

◆観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進

埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制を的確に運用することにより、地盤沈下を防止します。

また、地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行い、必要に応じて地下水の採取抑制を指導します。

◆健全な水循環構築に向けた取組の実施

水循環基本法に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員会等における課題の把握、情報共有及び対応を行います。

また、ダム水源地域の自治体が実施する、水源地の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。

◆（関連取組）水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全（再掲）

◆河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ではあるものの、依然として緩やかに継続していることから、引き続き、河川表流水による水道用供給事業及び工業用水道事業を実施します。

◆雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進

資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生水の活用や節水を促進します。

◆既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進め、河川の洪水防止に加え、地下水や湧き水が増加することによる河川の水質改善に取り組みます。

また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水のかん養を図ります。

□施策指標

SAITAMA リバーサポーターズの
個人サポーター数

0人
(令和2年度末)



24,000人
(令和8年度末)

指標の
説明

川との共生や保全に取り組む SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数。
川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

過去の市町村や環境団体によるイベント等への参加者数の年平均 2,700 人を踏まえ、それを上回る数の個人サポーターの増加(年間 4,000 人)を目指し、目標値を設定。

生活排水処理率

93.1%
(令和2年度)



100.0%
(令和8年度)

指標の
説明

し尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。
生活排水処理率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。

指標の
根拠

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」で、令和7年度(2025年度)に生活排水処理率を100%とする目標としていることを踏まえ、目標値を設定。

環境基準(BOD)を達成した
河川の割合

95%
(令和2年度)



100%
(令和8年度)

指標の
説明

「埼玉県公共用水域水質測定計画」に基づく測定を行う河川における BOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準の達成率。
環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、その中で、BODは水質汚濁の代表的な指標であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

測定対象の全ての河川で環境基準を達成することを旨とし、目標値を設定。

1年間の地盤沈下量が
2cm以上の地域の面積

0m²
(令和2年度)



0m²
(令和8年度)

指標の
説明

地盤沈下調査により1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積。
環境省が地盤沈下の注意を要する地域の目安として示していることから、この指標を選定。

指標の
根拠

環境省が建築物等へ何等かの被害が生じる地盤沈下の程度として示している指標であり、現時点で達成しているものの、今後もこの状況を維持することを旨とし、目標値を設定。



(1) 現状と課題

微小粒子状物質（PM2.5）は平成 30 年度（2018 年度）以降、3 年連続で環境基準の達成率が 100% となりました。しかし、より安全な大気環境を確保するためには、今後も対策を継続する必要があります。また、環境基準設定項目のうち、光化学オキシダントだけが基準未達成であり、光化学スモッグ注意報の発令日数は、他自治体に比べ多い状況が継続しています。

これらのことから、PM2.5 と光化学オキシダント双方の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）^{*}及び窒素酸化物の一層の削減が求められます。ついては、自動車及び工場・事業場からの排出削減のため、事業者に対して更なる意識啓発や監視指導の徹底を図るなど発生源対策を進める必要があります。なお、環境中の PM2.5 及び光化学オキシダントの発生メカニズムは解明されておらず、その究明が課題の一つです。

本県は製造事業所が多く、化学物質を多量に排出する業種もあり、化学物質の届出排出量は全国第 4 位（令和元年度）です。化学物質の中には、人の健康や生物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質もあります。そのような物質による環境リスク^{*}を低減するためには、法令に基づく排出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な管理を更に促進することが必要です。

また、化学物質は事業者だけでなく、私たちの身の回りの様々な場面で使用されており、家庭からも多くの化学物質が排出されています。県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

ダイオキシン類^{*}対策については、今後も、環境中の濃度を低く抑えていくため、事業所の監視を継続することが必要です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質については、環境汚染への県民の懸念は十分に解消されたとは言えず、放射性物質の監視及び測定を今後も継続していく必要があります。

石綿については、国土交通省の調査では、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事は令和 10 年（2028 年）のピークに向けて今後増加すると推計されています。これに伴い石綿の飛散漏えい事故のリスクも増すと想定されます。また、石綿に関する規制対象規模の拡大や新たな報告制度を設けた令和 2 年（2020 年）6 月の大気汚染防止法改正への対応も必要です。

また、地震や風水害などの自然災害、あるいは事業場等における事故などが原因で発生する石綿や化学物質の飛散、漏えいを最小限に抑えなければなりません。

本県は、内陸県としては最も多い全国第 5 位（平成 28 年）の事業所数を抱えています。市街地の中に事業所が混在しており、騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりの状態です。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛争に対して、迅速かつ適切に対応することが必要です。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

PM2.5 の年平均濃度が十分低くなり、より良好な大気環境が継続しています。

石綿の飛散漏えいが未然に防止されるとともに、化学物質の適正管理と排出抑制が進み、化学物質による環境リスクが低減され、県民・事業者の理解も深まり、安心して暮らせる生活環境が確保されています。

【揮発性有機化合物（VOC）】VOC は Volatile Organic Compounds の略。炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。塗料、インクなどに含まれ、微小粒子状物質や光化学オキシダント等の原因物質である。

【環境リスク】人の活動などによって環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決まる。

【ダイオキシン類】炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

工場・事業場の公害防止体制の整備などにより、発生する公害が減少しています。住民から寄せられる苦情や紛争も減少し、県民が快適に暮らせる生活環境となっています。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 安全な大気環境の確保

◆大気の汚染の監視(常時監視)

大気環境の常時監視体制を整備充実するとともに、国や他の自治体と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民等に情報提供します。

◆工場・事業場に対する規制遵守指導

大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

◆微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

PM2.5については平成21年(2009年)に環境基準が設定され、平成30年度(2018年度)から環境基準達成率が100%となりました。しかし、世界保健機関(WHO)が提唱する大気環境ガイドライン値($5 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を見据え、更なる改善を目指すには、越境移流の影響が大きいPM2.5の性質上、広域で対策を進める必要があるため、近隣都県と協力して引き続き実態を把握し、発生源対策を実施します。

◆揮発性有機化合物(VOC)対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止

光化学スモッグの主な原因物質の排出量は減少した一方で、光化学スモッグ注意報発令日数や光化学オキシダント濃度は減少したとは言いきれません。このことから、健康被害の未然防止のため、注意報等の確実な発令及び首都圏で連携したVOC対策などを引き続き実施します。

◆ディーゼル車運行規制^{*}(一部のディーゼル車に限る)の実施やアイドリングストップ^{**}の指導

幹線道路でのビデオ調査や高速道路のSA等での車両検査を実施し、埼玉県生活環境保全条例に基づく粒子状物質の排出基準に適合していないディーゼル車への指導を行います。また、権限移譲を受けていない市におけるアイドリングストップに関する指導を行います。

◆(関連取組) バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和(再掲)

(ii) 環境リスクの低減

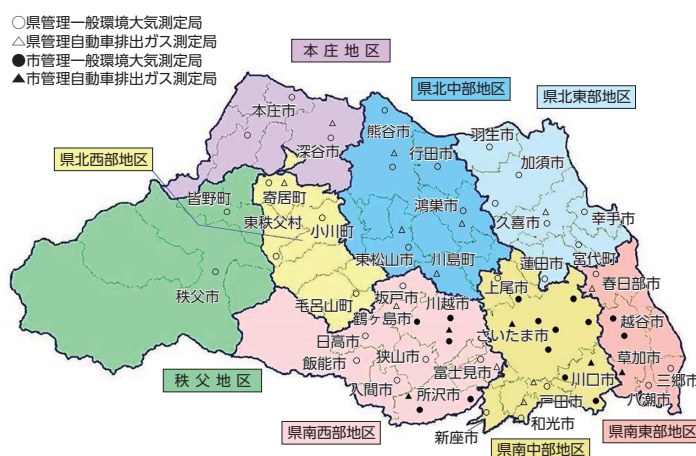
◆建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進(拡充)

石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿使用建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の

【ディーゼル車運行規制】軽油を燃料とする、用途が「貨物」・「乗合」・「特種」の自動車のうち、一部の型式の自動車を対象とし、規制対象車両の埼玉県内の走行を禁止するもの。ただし、県が指定した粒子状物質減少装置を装着すれば走行が可能になる。

【アイドリングストップ】自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

PM2.5 測定局位置図



指導を徹底します。また、大気中への石綿飛散状況を監視するため、モニタリング調査を実施します。さらに、被災建築物の石綿の有無に関して、建築部局と連携を密にして対応します。

◆(関連取組) 石綿廃棄物の適正処理(再掲)

◆化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション^{*}活動の促進

「特定化学物質^{*}の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、環境中への化学物質の排出量や取扱量を把握するとともに、その情報の公開を進めます。

また、県民、事業者、行政等が化学物質等の情報を共有し相互理解を深めるため、事業者による環境コミュニケーション活動を支援し、併せて事業者による化学物質の適正管理と排出を抑制する取組を促進します。

◆化学物質の適正管理と災害対策の促進

事業者が作成する特定化学物質等適正管理手順書^{*}に沿った化学物質の管理徹底と、災害発生時の危険性・有害性が比較的高い特定化学物質の飛散・漏えいによる被害が最小限となるような対策の実施を指導します。

◆ダイオキシン類対策の推進

県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシン類の監視を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの規制の遵守の徹底を図ります。

◆放射性物質の監視、測定

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、国と連携を図りながら引き続き監視し、測定結果を公表します。

除染により生じた除去土壌等の適正な管理に関し、国からの情報を市町村等に提供するとともに、除去土壌等の処分の具体的な手法を示すよう、国への要望を継続します。

(iii) 身近な生活環境の保全

◆土砂の不適正なたい積の防止

県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき、崩落事故等につながる土砂の不適正なたい積を防止し、事業者に対し必要な監視・指導を行います。

◆騒音・振動・悪臭対策の推進

市町村が実施する騒音・振動・悪臭の規制・指導に関する事務を支援し、市町村職員を対象にした研修の実施や問題解決への技術的助言を行うとともに、執行状況を調査します。

また、新幹線騒音振動、航空機騒音及び自動車騒音に関する環境基準等の達成状況を調査します。

【環境コミュニケーション】地域住民、事業者、行政等が、化学物質等環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会。開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。

【特定化学物質】トルエン、キシレンや硫酸など人の健康を損なうおそれや動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある埼玉県生活環境保全条例で規定している化学物質。

【特定化学物質等適正管理手順書】特定化学物質管理指針に基づき、特定化学物質の取扱目的、施設の平面図、管理のための組織、管理方法、情報提供の方法、事故防止対策等を手順にまとめたもの。

◆事業所における公害防止体制の整備

工場・事業場の公害防止組織の充実を図り、公害を未然に防止するため、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者※資格認定講習を実施します。また、資格取得後も、民間団体と連携した研修を実施します。

◆公害苦情・紛争の適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実や苦情相談員制度の活用などを進めます。

公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

□施策指標

微小粒子状物質(PM2.5)の濃度

10.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(令和2年度)



10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(令和8年度)

指標の説明

大気中の微小粒子状物質(PM2.5)の年平均濃度*。
大気汚染物質削減対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
*環境基準の達成・未達成の評価対象となる県内の全測定局の年平均濃度。

目標の根拠

世界保健機関(WHO)のガイドライン値(5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を見据え、国内の環境基準(15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)より厳しく、近隣都県が掲げる最も厳しい目標値である10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の達成を目指し、目標値を設定。

建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本/L以上の現場数

1
(令和2年度)



0
(令和8年度)

指標の説明

建築物の解体等現場の敷地境界において測定した大気環境中の石綿繊維数濃度が1本/L以上の現場数。国土交通省の推計では、石綿を含む建材が使用されたと考えられる建築物は、令和10年(2028年)をピークに解体工事の増加が見込まれている。今後、石綿漏えいリスクが右肩上がり増加することから、解体等作業による漏えいの有無を端的に示す数値であるため、この指標を選定。

目標の根拠

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年(2021年)3月厚生労働省・環境省)に、漏えい監視の観点からの目安は、大気環境中の石綿繊維数濃度が1本/Lとすることが適当とされていることから、目標値を設定。

化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数(累計)

493事業所
(令和2年度)



720事業所
(令和8年度)

指標の説明

化学物質管理に関連する研修会に参加した事業所数の平成28年度(2016年度)からの累計。
化学物質が適正に管理されることにより、化学物質の環境リスクも低減するため、この指標を選定。

目標の根拠

化学物質排出量届出事業所の50%の参加を目指し、目標値を設定。

【公害防止主任者】公害防止管理者(※)の選任要件よりも規模が小さい工場、若しくは公害防止管理者の選任義務が課されない事業場における公害防止体制の整備を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づき一定規模以上の施設を有する工場・事業場において選任が義務付けられている者。

※「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模以上の製造業等の工場において選任が義務付けられている者。



(1) 現状と課題

本県では、今後も生産年齢人口が減少していくと見込まれており、気候変動対策をはじめとする環境への負荷の低減が強く求められる中、いかに環境と経済の好循環を確立し県内経済の維持・向上を図っていくかが大きな課題となっています。

SDGs の取組が広がりつつあり、また、ESG 投資やグリーン・リカバリーといった環境の視点も一体となった経済活動に対する意識も高まってきており、これらを踏まえた企業活動を促進していくことにより、環境と経済の好循環につなげていくことが重要です。

本県では、エネルギー分野での活用も見込まれるデジタル技術を活用した製品の開発など、社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援しています。

農林業の分野においては、大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を進めるとともに、環境への負荷を低減する農業技術体系の確立に向け取り組んでいます。

多様化、複雑化する環境問題の解決に向け取り組んでいくには、その現状や取組に関する情報を幅広く共有するとともに、様々な調査研究や技術開発等を進め、環境科学の振興・発展を図っていくことは極めて重要です。

過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染問題を抱えている他の国や地域にとって非常に有益と考えられます。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的となります。国際社会の一員として、海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推進が必要です。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの各段階で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境問題の解決につながる新たな製品やサービスが普及し、環境と経済発展の好循環が進んでいます。

環境に関する研究が進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などと共有され、環境問題の解決に向けたパートナーシップによる取組が進んでいます。また、世界共通の環境問題に関し、海外との共同研究や人的交流が積極的に展開されています。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 環境に配慮した事業活動の支援

◆企業等の SDGs の取組支援（拡充）

官民連携を促進するプラットフォームや自ら SDGs に取り組む県内企業等を登録する「埼玉県 SDGs パートナー*登録制度」により、企業等の SDGs の取組を支援します。

特に環境分野については、廃棄物処理業などの環境関連業界団体と連携し、モデル事例の共有、事業者の取組を PR する「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」などにより、環境分野の SDGs の取組を促進します。

また、金融機関と連携した ESG 投資の活用等も視野に入れ、SDGs に関し優れた取組を行う企業等を表彰すること等により企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。

【埼玉県 SDGs パートナー】SDGs の取組を自ら実施、公表する県内企業・団体等で県が登録したもの。

あわせて、事業活動で環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度^{*}」により、環境マネジメント^{*}の取組を促進します。

◆中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援

社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援するため、デジタル技術等を活用した製品開発や現状を打破する革新的な新技術や新製品開発等を支援します。

◆環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進

大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を推進するとともに、環境への負荷を低減する農業に取り組む農業者に対し、技術習得及び流通販売の面で支援します。

◆県の率先行動やグリーン購入などの推進

環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷低減に事業者として率先して取り組むとともに、「グリーン購入」の普及を図ります。

- ◇(関連取組) 県有施設における脱炭素化の推進(再掲)
- ◇(関連取組) 上下水道事業における環境配慮の推進(再掲)
- ◇(関連取組) 電動車の率先導入(再掲)
- ◇(関連取組) 県の率先行動と市町村支援(再掲)

(ii) 環境情報の収集及び提供

◆試験研究の成果や環境情報の発信

環境科学国際センターにおいて、多様な環境問題に関する各種試験研究を推進するとともに、年報やニュースレター、WEB サイト、SNS などを活用し、様々な研究成果や地質地盤情報をはじめとする各種の環境情報を発信します。

WEB GIS^{*}による地理環境情報の公開を推進し、環境情報を分かりやすく可視化し広く提供するとともに、気候変動情報を提供する情報プラットフォーム SAI-PLAT^{*}のコンテンツを充実し、気候変動への適応を支援します。

- ◇(関連取組) 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供(拡充)(再掲)

◆自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

環境科学国際センターにおいて、生物多様性保全推進に不可欠な野生動植物の分布情報や、外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベース化します。また、データベースやWEB GISなどを活用し、幅広い情報提供を推進し、県民の生物多様性保全活動を支援します。

自然の博物館においては、埼玉県自然环境とその変遷に関する情報・標本等資料の収集・整理を行い、展示や特別利用、希少種調査等に活用できるような情報発信を進めます。

【エコアップ認証制度】環境マネジメントに取り組み、かつCO₂削減等に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証する制度(平成19年(2007年)開始)。認証を通して、事業者に公的な信用を付与することで、事業者の更なるCO₂削減の取組を支援し、事業部門におけるCO₂削減を促進することを目的としている。

【環境マネジメント】組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【GIS】Geographic Information Systemの略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

【SAI-PLAT】Saitama-Adaptation-Information Platformの略。環境科学国際センターに設置した埼玉県気候変動適応センターのホームページ。

(iii) 環境科学の振興と国際貢献

◆産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

気候変動や生物多様性の喪失など、近年、より多様で複雑化する環境問題の解決のため、環境科学国際センターにおいて、大学や国・自治体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。また、県民との協働型調査研究にも取り組みます。

◆環境政策を科学的側面から支える機能の強化

環境科学国際センターにおいて、環境政策を科学的な側面から支える機能の強化に向け、競争的外部資金の獲得や、研究評価制度の適切な運用による研究の質の向上に努め、研究能力や研究資源の充実を図ります。

◆海外との共同研究や技術交流

環境科学国際センターにおいて、グローバルな環境問題の解決に向け、海外の研究機関や大学等との共同研究を実施するとともに、他の国等の環境問題解決に向けた支援や、共通の環境問題の解決に資するよう WEB 会議等 ICT の活用も図りながら人的交流を進めます。

□ 施策指標

環境 SDGs 関連セミナーの参加企業数(累計)

80 社
(令和 2 年度)



780 社
(令和 8 年度)

指標の説明

県で実施する SDGs 関連セミナーへの参加企業数の累計。企業が環境分野の SDGs への関心を高めるとともに、具体的な取組を始めることが重要であり、セミナーに参加することがその第一歩となることから、この指標を選定。

目標の根拠

環境部と関わりのある企業(約 13,400 社)のうち、SDGs については知っているが、対応を検討していない企業(約 5.8%)にセミナーに参加してもらうものとして、目標値を設定。

研究成果の発表件数(累計)

3,479 件
(令和 2 年度)



4,700 件
(令和 8 年度)

指標の説明

環境科学国際センターにおける平成 12 年(2000 年)開設時からの論文、総説解説、国際学会、国内学会、報告書、書籍、センター報及びその他の媒体による発表件数の累計。研究成果の外部へ向けた発表は、研究活動のアクティビティを最も端的に示すことから、この指標を選定。

目標の根拠

概ね、1 研究員が年間 5 件発表することを目標として設定。

環境分野における海外との交流者数(累計)

1,045 人
(令和 2 年度)



1,480 人
(令和 8 年度)

指標の説明

環境科学国際センターにおける平成 12 年(2000 年)開設時からの環境分野における海外との交流数(派遣人数、長期受入人数、WEB による国際学会参加人数、WEB による国際会議参加人数)の累計。海外との交流者数は、海外研究機関との共同研究のアクティビティや、環境科学国際センターの国際的認知度も示すものであることから、この指標を選定。

目標の根拠

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響等により、人が実際に移動して交流する機会は少なくなることが予想される一方で、WEB 会議等 ICT を活用した交流が進むと考えられる。そのため、過去 10 年間の年平均交流者数と同等の交流数を目標として設定。



(1) 現状と課題

本県は、他の都道府県よりも早いスピードで高齢化が進み、デジタル化や災害の多発など、誰も経験したことのない大きな変化に直面しています。このような変化やそれに伴う地域コミュニティの衰退、厳しい財政状況といった様々な課題に対応していくため、地域包括ケアシステムの深化など地域で誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃、三富新田などの身近な緑、荒川や利根川といった数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。また、多様な自然環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体となった古墳や城跡、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などもあります。

これらの自然環境や景観を保全し、次世代に引き継いでいくため、地域一体となった取組を進めるとともに、貴重な地域資源として十分に生かしながら、地域の活性化につなげていく必要があります。再生可能エネルギーや森林資源など地域で有する資源を各地域で十分に活用するとともに、近隣地域などと地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」に向けた取組も求められています。

本県では、里山に代表される豊かな自然環境の保全・再生といった課題に効果的かつ的確に対応するため、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全などの取組を進めてきました。また、気候変動や大気汚染などの広域的な課題については、国や他の自治体とも緊密に連携した取組も進めてきました。引き続き、様々な主体との連携を推進し、効果的かつ的確な取組を進めていく必要があります。

多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など様々な主体が、日常生活や事業活動において環境の保全を意識した行動を実践していくことが必要であり、これまで、本県では環境学習機会の提供や人材の育成を推進してきました。

今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材育成を図ることが極めて重要です。

(2) 長期的な目標に向けた方向性

地域の資源を生かした取組や、地域一体となった環境・景観の保全・創造の取組が進み、資源が循環し自然と共生する地域となっています。

環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働した取組が進んでいます。

環境学習に関する研修会や体験学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、環境学習や環境保全活動を担う人材が的確に育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われています。

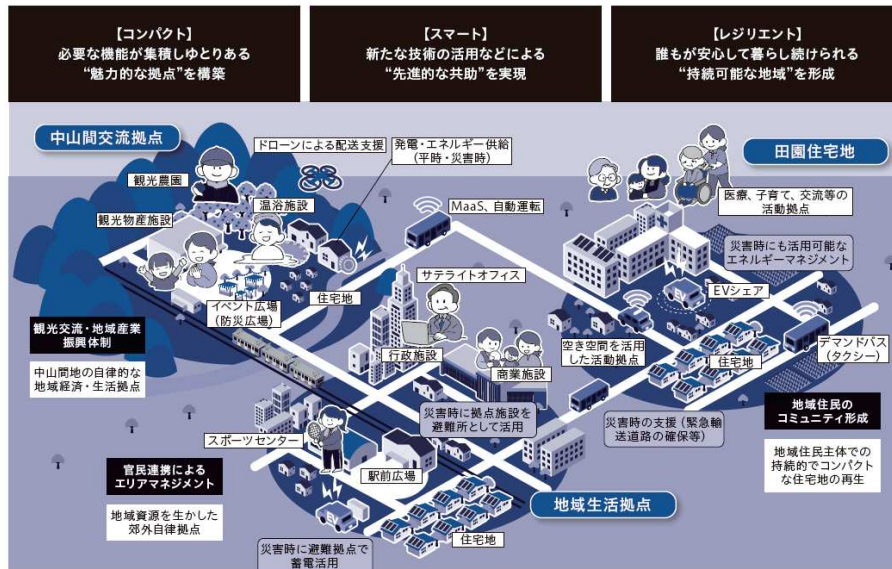
(3) 今後の施策と主な取組

(i) 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進

◆「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（新規）

コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組みます。地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。

「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」におけるまちづくりのイメージ



◆地域資源を活用した取組の推進

県内各地で地域資源を活用した取組が進むとともに、必要に応じて県内各地域が地域資源の活用のために連携・協力し合う取組が進むよう、再生可能エネルギーの利用拡大、廃棄物の持つエネルギーの活用、都市と山村の連携による森づくりなどを進めます。

- ◇(関連取組) 太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大(再掲)
- ◇(関連取組) IoT 技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進(新規)(再掲)
- ◇(関連取組) 下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進(再掲)
- ◇(関連取組) 都市と山村の連携による森づくり(新規)(再掲)
- ◇(関連取組) 県産木材の利用促進・率先活用(再掲)
- ◇(関連取組) 健全な水循環構築に向けた取組の実施(再掲)
- ◇(関連取組) 環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進(再掲)

◆地域の特性を生かした景観づくりの推進

良好な景観形成を進めるため、景観に関する啓発及び知識の普及などに取り組む市町村・地域団体を支援します。

また、沿道の景観を阻害する電線類の地中化を進め、都市景観の向上を図ります。

◆グリーン・ツーリズム[※]の推進

観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータルサイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

◆史跡・名勝・天然記念物などの指定

貴重な歴史的・文化的景観を保全するため、埼玉県文化財保護条例及び埼玉県文化財保護審議会条例に基づき、史跡・名勝・天然記念物などを指定し、文化財保護に努めます。

◆大規模開発事業における環境の保全

戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度[※]の適正な運用により、環境に著しい影響を及ぼ

【グリーン・ツーリズム】緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

【環境影響評価制度】開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

すおそれのある大規模な開発事業などを行う際に、事業者による地域の環境保全に向けた取組を促進します。

(ii) 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携

◆地域の清掃活動の推進

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化、啓発活動を実施します。

◆「彩の国ロードサポート制度^{*}」の推進

県民の社会貢献意識や道路愛護精神の向上を図り、快適で美しい道路環境づくりを推進していくため、住民や企業などによる歩道の清掃や花植えを行う「彩の国ロードサポート制度」を推進します。

◆環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などへの支援

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川との共生に取り組む「SAITAMA リバーサポーターズ」の支援、「彩の国埼玉環境大賞」の実施など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などを支援します。

- ◇(関連取組) 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進(再掲)
- ◇(関連取組) ごみを減らすライフスタイルの普及促進(再掲)
- ◇(関連取組) 食品ロス削減の促進(拡充)(再掲)
- ◇(関連取組) みどりを守り創る活動の支援と促進(再掲)
- ◇(関連取組) 県民・企業と連携した水辺空間の活用(新規)(再掲)
- ◇(関連取組) 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援(拡充)(再掲)
- ◇(関連取組) 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進(再掲)

◆九都県市を中心とした連携の推進

住民や企業の活動領域が拡大する中、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの環境問題に、効果的、効率的に取り組むため、九都県市を中心に自治体間の広域的な連携を進めます。

(iii) 環境を守り育てる人づくり

◆環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成

環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身に付け、地域で環境学習活動や環境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、「彩の国環境大学^{*}」を開講します。

環境科学国際センター 展示館 「彩かんかん」



【彩の国ロードサポート制度】美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の清掃美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。

【彩の国環境大学】地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座。基礎課程と実践課程がある。

◆学校における環境教育の推進

地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を起こすことができる担い手を育むため、探究的な教育活動の実践等を通じ、持続可能な開発のための教育(ESD)*を推進します。また、総合的な学習の時間(小・中学校等)、総合的な探究の時間(高等学校)等において、SDGsに向けた体験型・探究型の環境学習を推進します。

◆子供の自主的な環境活動の支援

次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、「こどもエコクラブ**」の活動を支援します。

◆ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行う県民等を登録、紹介する「環境アドバイザー制度」、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介する「環境学習応援隊制度」を推進します。

◆環境科学国際センターにおける各種公開講座の実施

環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付けるための学習の機会を提供するため、試験研究機関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室を開催します。

◆自然の博物館や川の博物館における学校支援、レファレンス**対応の充実

学校への理科の出張授業や、現地での体験学習、教育機関や団体等に対して自然に関する講演を実施します。県民等が求める自然環境に関する情報についての確かつ迅速に提供できるレファレンス体制を整備します。

◆自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施

簡単なチェックシートで一日省エネ生活に取り組むエコライフ DAY の実施、イベントを通じたごみを減らすライフスタイルの普及啓発、みどりを守り創る活動の場の提供、自然学習センターなどの自然ふれあい施設での自然観察会など、WEB での情報発信を含め様々な機会において環境学習を実施します。

また、講演会の実施や県内の団体等が行う講座の開催支援など多様な消費者教育を通じ、環境に配慮した商品を選択して購入することを含むエシカル消費*の理解を進めます。

- ◇(関連取組) 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換(再掲)
- ◇(関連取組) 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進(再掲)
- ◇(関連取組) ごみを減らすライフスタイルの普及促進(再掲)
- ◇(関連取組) 食品ロス削減の促進(拡充)(再掲)
- ◇(関連取組) みどりに関する学習環境の整備(新規)(再掲)

【持続可能な開発のための教育(ESD)】ESDはEducation for Sustainable Developmentの略。持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身につけるための教育。

【こどもエコクラブ】幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心や、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが目的とする。

【レファレンス】利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答する業務。

【エシカル消費】人や社会・環境に配慮した消費行動のこと。消費者それぞれが社会的課題に気付き、その解決を考えたり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。障害者支援につながる商品、開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品、環境に配慮したエコ商品などの持続可能性に配慮した商品を優先的に購入するなどがある。エシカルとは「倫理的・道徳的」という意味の英語。

- ◇(関連取組) 自然ふれあい施設の利用促進(再掲)
- ◇(関連取組) 自然公園の保全(再掲)
- ◇(関連取組) 県民・企業と連携した水辺空間の活用(新規)(再掲)
- ◇(関連取組) 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援(拡充)(再掲)
- ◇(関連取組) 水辺空間の生き物に関する情報収集・発信(新規)(再掲)
- ◇(関連取組) 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進(再掲)

□ 施策指標

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数

0 市町村
(令和 2 年度末)



46 市町村
(令和 8 年度末)

指標の説明

「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)」に基づくまちづくりの検討に着手した市町村の数。
超少子高齢社会の諸課題に対応するため、まちづくりを市町村とともに進める必要があり、その主体は市町村であることから、この指標を選定。

目標の根拠

令和 3 年度(2021 年度)に実施した市町村意向調査で取組意向を示した市町村において、プロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、目標値を設定。

地域清掃活動団体の登録数(累計)

787 団体
(令和 2 年度末)



1,080 団体
(令和 8 年度末)

指標の説明

地域環境の保全や美化に取り組んでいる NPO や企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。
地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

平成 16 年度(2004 年度)の制度開始時からこれまでの登録数の増加率を維持するよう目標値を設定。

環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数

188 者
(令和 2 年度末)



248 者
(令和 8 年度末)

指標の説明

各年度末の環境アドバイザー登録者数及び環境学習応援隊の数。
地域の活動人材や企業・団体と連携し、環境学習を県内各地域で展開するための体制づくりを示す指標であるため、この指標を選定。

目標の根拠

令和 2 年度(2020 年度)の環境アドバイザー、環境学習応援隊の合計(188)を維持・向上させることが環境学習の県内各地域での展開に必要なため、各年度約 5% ずつ増加させることとして、目標値を設定。

環境科学国際センター利用者数(累計)

977,031 人
(令和 2 年度)



1,246,000 人
(令和 8 年度)

指標の説明

環境科学国際センターの平成 12 年度(2000 年度)開設時からの利用者数。
子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付けるための学習機会を利用することが重要であるため、この指標を選定。

目標の根拠

過去の利用者数の推移と施策の効果を勘案して、各年度 45,000 人の利用者数を目指し、目標値を設定。

施策指標一覧

施策の方向		指標名	現状値	目標値
1	気候変動対策の推進	温室効果ガスの排出量削減率	12% (平成 30 年度)	24% 以上* (令和 8 年度) <small>*国の「地球温暖化対策計画」改定後、本環境基本計画画期中に目標値を再設定。</small>
		新車(乗用車)販売台数における電動車の割合	39.9% (令和元年)	56.0% (令和 8 年)
2	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物の再生利用率	23.7% (令和元年度)	35.0% (令和 8 年度)
		家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (令和元年度)	428g/人・日 (令和 8 年度)
		食品ロス量	26.6 万 t (平成 30 年度)	23.3 万 t (令和 8 年度)
		一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (令和元年度)	27g/人・日 (令和 8 年度)
		産業廃棄物の最終処分量	19.3 万 t (令和元年度)	14.8 万 t (令和 8 年度)
3	みどりの保全と創出	身近な緑の創出面積	—	250.0ha (令和 4 年度から令和 8 年度の累計)
		緑の保全面積	557ha (令和 2 年度)	569ha (令和 8 年度)
		みどりのポータルサイトへのアクセス数	17,000 回/年 (令和 2 年度)	35,000 回/年 (令和 8 年度)
		森林の整備面積	—	12,500ha (令和 4 年度から令和 8 年度の累計)
		県産木材の供給量	96,000m ³ (令和 2 年度)	120,000m ³ (令和 8 年度)
		民有林内の路網密度	23.2m/ha (令和 2 年度末)	25.4m/ha (令和 8 年度末)
4	生物多様性と生態系の保全	希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数	—	10 箇所 (令和 4 年度から令和 8 年度の累計)
		生物多様性の認知度	67.7% (令和 2 年度)	75.0% 以上 (令和 8 年度)

施策の方向		指標名	現状値	目標値
5	恵み豊かな川との共生と水環境の保全	SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数(累計)	0人 (令和2年度末)	24,000人 (令和8年度末)
		生活排水処理率	93.1% (令和2年度)	100.0% (令和8年度)
		環境基準(BOD)を達成した河川の割合	95% (令和2年度)	100% (令和8年度)
		1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	0㎡ (令和2年度)	0㎡ (令和8年度)
6	安全な大気環境や身近な生活環境の保全	微小粒子状物質(PM2.5)の濃度	10.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和2年度)	10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和8年度)
		建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本/L以上の現場数	1 (令和2年度)	0 (令和8年度)
		化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数(累計)	493事業所 (令和2年度)	720事業所 (令和8年度)
7	経済との好循環と環境科学・技術の振興	環境SDGs関連セミナーの参加企業数(累計)	80社 (令和2年度)	780社 (令和8年度)
		研究成果の発表件数(累計)	3,479件 (令和2年度)	4,700件 (令和8年度)
		環境分野における海外との交流者数(累計)	1,045人 (令和2年度)	1,480人 (令和8年度)
8	地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0市町村 (令和2年度末)	46市町村 (令和8年度末)
		地域清掃活動団体の登録数(累計)	787団体 (令和2年度末)	1,080団体 (令和8年度末)
		環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数(累計)	188者 (令和2年度末)	248者 (令和8年度末)
		環境科学国際センター利用者数(累計)	977,031人 (令和2年度)	1,246,000人 (令和8年度)

■ 埼玉県環境基本計画策定の経緯

平成 6 年 12 月 26 日 埼玉県環境基本条例公布(平成 7 年 4 月 1 日施行)

平成 8 年 2 月 28 日 埼玉県環境基本計画を策定

平成 13 年 3 月 埼玉県環境基本計画(第 2 次)を策定

平成 19 年 3 月 埼玉県環境基本計画(第 3 次)を策定

平成 24 年 7 月 埼玉県環境基本計画(第 4 次)を策定

平成 29 年 3 月 埼玉県環境基本計画(第 4 次)を改定

令和 2 年 7 月 埼玉県環境基本計画部内検討委員会を設置

9 月 埼玉県環境審議会へ諮問し、環境基本計画小委員会の設置を決定

令和 3 年 1 月 第 1 回環境基本計画小委員会

3 月 第 2 回環境基本計画小委員会

6 月 第 3 回環境基本計画小委員会

8 月 埼玉県環境審議会

9 月 埼玉県環境審議会

10 月 策定案について県民コメントを実施、県民からの意見を募集

12 月 埼玉県環境審議会(答申)

令和 4 年 2 月 県議会に議案提出

第 54 号議案「埼玉県環境基本計画の策定について」

3 月 県議会において議案可決

埼玉県環境審議会委員名簿

(任期 令和2年8月1日～令和4年7月31日)

(令和3年12月答申時)

氏名	所属団体・役職	備考
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授	会長
浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官	副会長
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授	
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授	
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授	
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授	
横田 樹広	東京都市大学 准教授	
藤川 久之	埼玉県弁護士会 弁護士	
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師	
小島 直子	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任	
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事	
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長	
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事	
梶田 吉久	一般社団法人埼玉県猟友会 副会長理事	
吉良 英敏	埼玉県議会議員(環境農林委員長)	
新井 豪	埼玉県議会議員(自然再生・循環社会対策特別委員長)	
権守 幸男	埼玉県議会議員	
木津 雅晟	三郷市長	
田口 義明	公募委員	
町田 由徳	公募委員	

(敬称略・順不同)

埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会委員名簿

(任期 令和2年12月2日～令和3年8月2日)

(令和3年8月埼玉県環境審議会報告時)

氏名	所属団体・役職	備考
浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官	委員長
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授	
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授	
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授	
横田 樹広	東京都市大学 准教授	
小島 直子	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任	
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事	
田口 義明	公募委員	

(敬称略・順不同)

埼玉県環境基本条例

平成六年十二月二十六日

埼玉県条例第六十号

(改正) 平成一二年三月二四日

埼玉県条例第五号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念(第九条)

第二節 環境基本計画(第十条)

第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第十一条—第二十五条)

第四節 地球環境の保全及び国際協力(第二十六条)

第三章 国及び他の地方公共団体との協力等(第二十七条—第二十九条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十三条第一項において同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土

地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 削除

削除〔平成一二年条例五号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

一 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

二 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

三 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を県議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第九条 県は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

二 その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴いた上、埼玉県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第十三条 県は、公害(放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。)の原因となる行為並びに自然環境の適正な保全及び埼玉らしい緑豊かな環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第十五条 県は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、県は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第十六条 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第十七条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第十八条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十九条 県は、第十七条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第二十一条 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

(試験研究体制の整備等)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に資する試験研究体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第二十四条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査に関し調査研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者に経済的な負担を負わせることによりその者が自ら環境の保全上の支障の防止に努めることとなるように誘導する施策について調査研究を行い、その促進に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第四節 地球環境の保全及び国際協力

第二十六条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国及び国際機関その他の団体と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第三章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市町村への支援)

第二十八条 県は、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(民間団体等との協働)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

環境についてのお問い合わせ

●環境政策課 ☎ 048-830-3015

環境基本条例に関すること
環境基本計画に関すること
公害防止計画に関すること
公害苦情・公害紛争に関すること
環境保全に係る国際協力に関すること
環境影響評価に関すること
放射線対策に関する総合調整に関すること
環境学習に関すること
採石・砂利採取に関すること

●温暖化対策課 ☎ 048-830-3035

地球温暖化対策に関すること
環境みらい資金(融資)に関すること

●エネルギー環境課 ☎ 048-830-3185

エネルギーの有効利用に関すること
埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進に関すること

●大気環境課 ☎ 048-830-3055

大気に関すること
自動車排出ガス対策に関すること
次世代自動車の普及に関すること
ダイオキシン、化学物質に関すること
地球温暖化対策に関すること(自動車対策に限る)
放射線に係る測定に関すること

●水環境課 ☎ 048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること
工場・事業場からの排水に関すること
河川等の水質に関すること
浄化槽に関すること
土壌・地下水汚染に関すること
地盤沈下に関すること
ダイオキシン、化学物質に関すること

●産業廃棄物指導課 ☎ 048-830-3125

産業廃棄物に関すること
土砂の排出・堆積に関すること

●資源循環推進課 ☎ 048-830-3105

リサイクルに関すること
一般廃棄物に関すること
彩の国資源循環工場の整備に関すること
廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

●みどり自然課 ☎ 048-830-3140

自然保護に関すること
野生生物の保護管理に関すること
緑の保全と創出に関すること
さいたま緑のトラスト運動に関すること
彩の国みどりの基金及びさいたま緑のトラスト基金の運営に関すること

●環境科学国際センター ☎ 0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

●環境整備センター ☎ 048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること
彩の国資源循環工場に関すること

●環境管理事務所

中央環境管理事務所(さいたま市浦和区)

☎ 048-822-5199

西部環境管理事務所(川越市)

☎ 049-244-1250

東松山環境管理事務所(東松山市)

☎ 0493-23-4050

秩父環境管理事務所(秩父市)

☎ 0494-23-1511

北部環境管理事務所(熊谷市)

☎ 048-523-2800

越谷環境管理事務所(越谷市)

☎ 048-966-2311

東部環境管理事務所(杉戸町)

☎ 0480-34-4011

埼玉県環境基本計画

編集・発行 埼玉県環境部環境政策課

〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L : 048-830-3039

F A X : 048-830-4770

E-mail : a3010-09@pref.saitama.lg.jp

U R L : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/keikaku/index.html>

埼玉県環境基本計画



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

この印刷物は、古紙配合率70%、
白色度70%の再生紙を使用して
います。



この印刷物は、ベジタブルインク
を使用しています。

